

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育

第1節 生徒指導

1 現 態

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切にする教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」という認識のもと、全教職員が一丸となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的生活習慣に関わる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況がみられる。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていると考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなってきた状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむチームとしての学校づくりに取り組む。また、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

2 施 策

<小・中学校>

(1) 事業の推進

- ア いじめ・不登校等未然防止アドバイザー派遣事業
- イ スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全177中学校区、全2義務教育学校）
- ウ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 県内6つの教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（1名）、暴力行為等防止支援員（3名）を配置する。）
- エ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当6名）
- イ 不登校対策指導主事の配置（6教育事務所に6名。地域担当生徒指導主事6名併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 生徒指導主事連絡協議会
- イ 中学校高等学校生徒指導連絡会
- ウ 小中新任生徒指導主事講座

- エ 総合教育センターの講座
- オ 教育相談体制の充実を図るためのスクールカウンセラー等連絡協議会
- カ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議（子ども
の居場所と絆づくり県民運動）

＜高等学校＞

- (1) 事業の推進
 - ア スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全公立高校、全公立特別支
援学校）
 - イ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
 - ウ いじめ・不登校未然防止アドバイザー派遣事業（予防教育・予防研修）
 - エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文部科学省補助事業 6 教育事務所に配置）
- (2) 組織体制づくり
 - ア 地域担当生徒指導主事の配置（6 教育事務所に高校担当 7 名）
 - イ 県立学校いじめ防止等対策組織の設置（全県立学校に配置）
 - ウ 県いじめ防止等対策審議会の設置（条例に基づく県教育委員会の附属機関）
- (3) 連絡協議会、研修の実施
 - ア 高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
 - イ 高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
 - ウ 地区別高・特生徒指導主事会議
 - エ 地区別高・特教育相談担当者会議
 - オ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議（子ども
の居場所と絆づくり県民運動）

第2節 進路指導

1 平成30年度の指導の重点

児童生徒が自己的能力適性などを十分踏まえた自己理解を深め、将来の生き方を見通した自己実現ができるよう、発達の段階に応じた計画的・組織的な進路指導の実践を推進している。なお、次の点について一層の充実を図る必要がある。

- ・キャリア教育について全教職員の理解を深め、基礎的・汎用的能力の実態から育成すべき能力や態度を重点化するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。（小・中・義務教育学校）
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。（小・中・義務教育学校）
- ・一人一人が自己的能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択ができるよう、個々の発達を踏まえた指導・助言を工夫したり、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実したりする。（小・中・義務教育学校・高等学校）
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。（高等学校）
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。（高等学校）

2 平成29年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教員研修センター（現教職員支援機構）主催平成29年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校の進路指導担当者計3人を派遣した。
- ・国立教育政策研究所主催平成29年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事2人を派遣した。
- ・県教育委員会主催高等学校初任者研修における進路指導研修の実施
各校での研修において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・県教育委員会主催県進路指導主事会議の実施
各校の進路指導主事を対象に開催し、当面する諸問題について研究協議し、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての研究を深めた。
- ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の実施
小学校の進路指導担当者及び中学校の進路指導主事が地区ごとに集まり、進路指導の改善・充実について研究協議を行い、研修を深めた。

(2) 進路情報資料の作成配布

中学生のための進路情報資料として「岐阜県高校ガイドブック」を作成し、岐阜県総合教育センターのホームページに掲載した。

(3) 小中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、望ましい進路指導の在り方について研究を深めた。

高等学校においては、地区別研究会や研究発表などで、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進めるとともに、その成果をまとめて部会報「進路」（37号）を刊行した。

3 平成30年度の計画

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教職員支援機構主催平成30年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校・特別支援学校の進路指導担当者計3人を派遣し、進路指導に必要な専門的知識と技術を習得させ、県及び各学校における進路指導の中核となる者としての資質の向上を図り進路指導の充実に資する。
- ・国立教育政策研究所主催平成30年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事2人を派遣する。
- ・各教育事務所における小・中学校キャリア教育担当者実践講習会の開催
キャリア教育の基本的な考え方や進路指導の改善、充実の在り方について研究協議する。
- ・県教育委員会主催県進路指導主事会議の開催
各高等学校における進路指導主事を対象として開催し、望ましい進路指導の在り方を研究協議する。

- (2) 進路情報の提供
- ・中学生のための進路情報として「岐阜県高校ガイドブック」を作成しホームページに掲載する。
 - ・中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。
- (3) 小・中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会
- ・中学校においては、進路指導の望ましい在り方を研究する。また、高等学校においては、地区別研究会や研究発表などで、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進める。
- (4) 高校生インターンシップ推進事業
- ・県立高等学校と地域の産業界が連携し、全ての高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。

第3節 科学教育

1 現 態

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るために、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。

設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、パソコン・コンピュータを含めた算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。算数・数学設備、理科設備については平成23年に小学校、平成24年に中学校の基準改訂が行われた。

(1) 理科教育講座

小・中学校及び高等学校の理科担当教員が、理科教育における教科の本質的な課題や今日的な課題についての研究を行い、高度な教材開発・指導力を身に付ける講座である。期間は6月から1月までに4日間、場所は総合教育センターにて実施している。40年以上に渡る教科研修団体との連携のもと受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科及び算数・数学担当教員が、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることができるように、指標に基づいた内容の講座を複数開設している。受講対象は、小・中・高等学校の初任者、2～5年目、6年目、12年目を迎える理科及び算数・数学担当教員である。また、希望者が受講できる講座も複数開設している。場所は総合教育センター及び岐阜大学等で実施している。

(3) C S T (コア・サイエンス・ティーチャー) 事業

岐阜大学との連携によって、小・中学校的理科教育において中核的に活躍する人材（C S T）を持続的に養成し、各地区の若手教員や一般教員の理科の指導力の向上を図ることを目的とした事業である。

具体的には、若手教員を対象とした「初級コース」、「中級コース」、即戦力として地域で理科教育の指導ができるベテラン教員を対象とした「上級コース」の各養成プログラムがあり、岐阜大学と岐阜県教育委員会が計画的に養成プログラムを実施している。

(4) 理数科・自然科学コース設置校研究協議会

県内の理数科及び自然科学コースの設置校によって、理数科・自然科学コース設置校研究協議会をもち、理数科や自然科学コースの運営、教科指導などについて研究協議を

行っている。また、今後の理数科教育の充実に資するため、理数科指導の手引を作成している。

(5) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成29年度末における充実状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成29年度末における充実状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況（平成29年度）

学校種別	補助区分	
	理 科 設 備	算 数 ・ 数 学 設 備
小 学 校	44.4%	19.5%
中 学 校	37.6	12.8
高 等 学 校	9.7	4.1
特 別 支 援 学 校	1.8	6.8

2 平成30年度の計画

(1) 授業改善講座（理科）

小・中・高等学校の教員を対象に、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図る授業改善を目的とした「授業改善講座」、小・中・高等学校の理科担当教員を対象に、高度な教材開発・指導力を身に付けることを目的とした「理科教育講座」を総合教育センター及びサイエンスワールドで実施する。また、小学校で理科を専門としない教員を対象に、安全指導を含めた観察、実験の基本的な指導力の向上を図ることを目的とした「小学校理科観察実験技能向上講座」を県内4地区で実施する。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に教科指導法を主とした講座を総合教育センターで実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、体験を主とした講座を、幼・小・中・高等学校の一般教員を対象に県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

平成20年度に理科教育設備整備費等補助金交付要綱が制定された。

平成29年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。各学校の理科設備及び算数・数学設備については平成30年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく平成29年度国庫補助金交付状況

（単位：千円）

学校種別	補助区分		合 計
	理 科	算 数 ・ 数 学	
小 中 学 校	23,335	484	23,819
高 等 学 校	8,650	0	8,650
特 別 支 援 学 校	263	33	296
計	32,248	517	32,765

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業デザイン

ウ 内 容

- ・研究員による研究発表及び今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・期日 平成31年1月29日（火） 場所 総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第45集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

(ア) 第62回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小学校及び中学校の児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展での入選作品を展示する。

- ・期日 平成30年10月27日（土）～10月28日（日）

- ・場所 岐阜県博物館多目的ホール

(イ) 第62回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第45集の刊行

（平成31年2月下旬刊行予定）

第4節 産業教育

1 現 状

小学科の設置状況 平成30年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小 学 科 名	学 校 数		大学 科名	小 学 科 名	学 校 数	
		全 日 制	定 時 制			全 日 制	定 時 制
農業に関する学科 (14科)	生産科学科	2		工業に関する学科 (22科)	機械科	5	
	園芸科学科	3			自動車科	1	
	動物科学科	1			航空機械工学科	1	
	生物生産科	1			電子機械工学科	4	
	園芸デザイン科	1			電子機械工学科	1	
	食品流通科	1			電気科	4	
	流通科学科	1			電気工学科	1	
	食品科学科	4			電気システム科	2	
	生物工学科	1			電子工学科	2	
	園芸流通科	1			情報技術科	1	
	森林科学科	3			建築科	1	
	環境デザイン科	1			土木科	1	
	環境科学科	3			建設工学科	4	
	環境園芸科	1			建築インテリア科	1	
商業に関する学科 (12科)	商業科	1	2		設備システム工学科	1	
	流通ビジネス科	1			化学技術科	2	
	国際コミュニケーション科	1			化学技術工学科	1	
	ビジネス会計科	1			セラミック科	1	
	情報処理科	4			デザイン科	1	
	経営情報科	1			デザイン工学科	1	
	ビジネス科	4			工業技術科		2
	会計システム科	1			生活環境科	1	
	総合ビジネス科	1			服飾デザイン科	1	
	会計科	1			食物科	1	
	ビジネス管理科	1			生活文化科	5	
	ビジネス情報科	3			福祉科	3	
情報に関する学科 (1科)	情報科	2			生活福祉科	3	

2 平成29年度の事業

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
産業教育振興設備整備費		188,316

(2) 指導事業等

- 専門高校生地域連携推進事業（旧 飛び出せスーパー専門高校生推進事業）（県）
- スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（国）
- 専門高校生国際化推進事業（県）

3 平成30年度の計画

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
産業教育振興設備整備費		190,000

(2) 指導事業等

- 専門高校生地域連携推進事業（旧 飛び出せスーパー専門高校生推進事業）（県）
- スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（国）
- 専門高校生国際化推進事業（県）
- 専門高校活性化に向けた総合戦略事業（県）

第5節 専門高校生地域連携推進事業

専門高校等が、企業のリーダーとして活躍できる高度な産業人を育成するため、地域と連携しながら専門教科を生かした学習活動を行い、職業人として高度な資質能力を育成し、本県産業をリードする高い地位と役割を担う次代の優れた産業人の育成を図る。

各地区で合同発表会を開催し、学習活動の成果や産業教育の魅力を中学生や地域の産業界に情報発信する。

- 2年間の継続事業
- 地域の方を含めた運営推進委員会設置
- 各地区で合同発表会実施
- 平成28、29年度の実践校

[東濃地区]

恵那農業高校、中津川工業高校、中津商業高校、坂下高校

[飛騨地区]

飛騨高山高校、高山工業高校、益田清風高校

- 平成30、31年度の実践校

[西濃地区]

大垣養老高校、大垣工業高校、大垣商業高校、大垣桜高校

第6節 へき地教育

1 現 態

本県におけるへき地学校数は、小学校30校、中学校13校、義務教育学校1校であり、これらへき地学校の数はここ数年、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 平成29年度の主な事業その他

- (1) へき地・複式教育教員研修会（教育事務所ごとに実施）
 - ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、へき地・複式教育そのものや少人数指導に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図った。
- (2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布した。

3 平成30年度の計画

- (1) 指導の重点
 - ア 地域の特性を生かした「地域に開かれた教育課程」の編成
 - 地域の自然や文化等の教育資源を生かした体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図り、ふるさとに誇りと愛着をもち続けることができる教育課程を編成する。
 - 地域と学校とが理念を共有して子どもたちの教育に取り組む「地域に開かれた教育課程」を実現する。
 - イ 少人数学級、小規模校の特性を生かした経営
 - 自分の夢や希望をもって意欲的に生活し、一人一人が存在感や所属感を味わうことができるような学校・学級経営を行う。
 - 一人一人の児童生徒を全職員の協力体制によって育むことができるよう、指導体制を工夫改善する。
 - ウ 知識・技能を基盤としながら、それらを活用して思考、判断、表現し、学びに向かう力を身に付けるための授業の工夫改善
 - 効果的な少人数指導の在り方を究明する。
 - ・少人数の特性を生かして「思考力、判断力、表現力等」を育成する指導の在り方を具体化し、実践する。
 - ・個の学習状況をきめ細かく把握し、試行錯誤する場や繰り返し取り組む場を設定したり、個で考える時間を確保したりするなど、指導方法を質的に改善する。
 - ・個の学習状況に応じた教材・教具やI C T の活用を工夫する。
 - 複式学級における学習指導方法を工夫する。
 - ・発達の段階や各学年の指導のねらいを明確にし、知識・技能が確実に習得できる指導計画となるよう工夫改善する。
 - ・児童生徒の興味・関心を生かした学習過程を工夫し、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導・援助をする。

エ 集団活動のよさを生かす指導の工夫

- 児童生徒が自発的、自治的な活動を展開し、自らの力でよりよい生活や望ましい人間関係を築くことができる教師の指導と評価を工夫改善する。
- 小・中学校や他地域の学校との交流を図るなど、豊かな人間性や社会性を育む多様な活動を位置付ける。
- 諸活動における児童生徒の安全を確保するために、教員相互の協力体制を確立し、保護者、地域住民、関係機関との連携を密にする。

(2) 事業の概要

ア 教員の研修

- ・へき地・複式教育教員研修会、へき地教育に関わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象にした研修を各教育事務所ごとに行う。
- ・全国へき地教育研究大会に代表が出席する。

イ 指導資料の作成

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

第7節 定時制・通信制教育

1 現況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成8年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程を、平成10年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程を単位制に改編し、現在は全ての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成18年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は2校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来の勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近は不登校経験者など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの需要に応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

平成30年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。

		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合計
定時制	県立	5校	2校	2校		9校
	市立		1校		1校	2校
通信制	県立	2校				2校

(2) 平成30年度入学者選抜の実施状況

定時制課程の入学者選抜は、11校で実施した。

	第一次選抜	第二次選抜	合 計
実施校数	11校	11校	—
出願者数	478人	27人	505人
合格者数	446人	21人	464人

※ 合格者数の合計は、第一次選抜及び第二次選抜の合格者数の合計から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

通信制課程の入学者選抜は、華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校で実施した。昨年度より出願者は6人増の81人、合格者は7人増の74人であった。

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校及び加茂高等学校の定時制課程との間で開始した。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校及び多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校の通信制課程と高山高等学校の定時制課程との間でそれぞれ行った。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校の通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行っていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。華陽フロンティア高等学校ではラップトップスクールも活用して、生徒の便宜を図っている。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施することになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、平成29年度は定時制課程では教科書購入費に約602千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約214千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。平成29年度は、修学奨励費貸与事業費8,064千円が、定時制課程38人、通信制課程10人に貸与された。

4 平成30年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

(2) 生徒指導等の充実と強化及び「学びの再チャレンジ」の推進

教員と生徒の対話の場を積極的に設けるなどして、多様な生徒の実態に応じた生徒指

導の充実に努めるとともに、学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。
(3) 生徒の負担の軽減

修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して学習費の負担軽減を図る。

第8節 幼稚園教育

1 現 態

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人格形成の基礎を養う重要な使命と任務をもつものである。本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興充実を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立72園（休園1）、私立100園（休園5）<平成30.4.1現在>で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

(1) 在園期間

市町村の実態に応じ在園期間は様々である。（次の数は公立幼稚園数）

1年（5歳児のみ）	0園
2年（4、5歳児）	9園
3年（3、4、5歳児）	62園

(2) 通園方法・通園距離

公立幼稚園における通園方法として、保護者と共に通園する場合が多いが、通園距離により、スクールバスを利用して園児が通園している園が15園ある。

2 平成30年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

① 新規採用教員研修（園外研修）

事業の名称	対象	人数	期間	期日	会場
幼稚園等新規採用教員研修	幼稚園等の新規採用教員	120	園外9日 園内10日	5月9日、6月14日 7月12日 7月26～27日 10月2日 ※地域区分研修を除く	総合教育センター等

② 12年目研修（幼稚園）

事業の名称	対象	人数	期間	期日	会場
12年目研修（幼・認）	教職経験が満11年を経過した幼稚園等教員	2	園外8日 園内10日	6月1日、7月31日、 9月14日または10月 23日 ※残り5日は自分の課題 に基づく研修を管理職の 指導等のもと設定	総合教育センター等

(3) 幼稚園教育課程協議会（園長・教諭・保育士等）

対象	期日	会場	内容
岐阜飛騨	7月30日(月)	岐阜県総合教育センター	<p>【趣旨】 幼稚園教育要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、幼稚園教育要領の円滑な実施に資する。</p> <p>【内 容】全体会：講話及び説明 分科会：実践発表及び研究協議</p>
西濃	8月2日(木)	西濃総合庁舎	<p>【参加者】公立幼稚園・認定こども園(保育所等を除く) 約1/3 私立幼稚園・認定こども園(保育所等を除く) 1園2名まで 保育所・認定こども園(保育所等)の保育士 1園2名まで</p>
美濃可茂東濃	8月1日(水)	可茂総合庁舎	

(2) 幼児教育推進事業

①岐阜県幼児教育推進会議

「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の実践・普及に向けての指導・助言を行う。特に、第2次岐阜県幼児教育アクションプラン（3つのつながる・3つの深まる）の評価・改善、幼保小連携資料（県版接続期カリキュラム）への指導・助言、本県における幼児教育の現状と課題を踏まえた質の高い教育・保育に向けた具体的方法の検討、アクションプラン実践協力地域の状況の把握及び助言等を行う。

②公私立共同研究

教育・保育の充実や幼稚園の機能を生かした子育て支援、小学校との連携、特別支援教育の充実等にむけて、岐阜県幼稚園教育研究協議会に研究を委託し、調査研究及び実践的な取組を推進する。

第9節 特別支援教育

1 現 態

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校、義務教育学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化・多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

市町村教育委員会を中心とした教育支援委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒の能力・特性等に応じた適正な就学指導の推進を図っている。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応

じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

2 平成30年度の計画

(1) 教育支援地区研究協議会

ア 目的 障がい児の教育相談・就学相談・就学事務等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進する。

イ 実施計画（各教育事務所ごと）

岐阜 5月25日、9月13日 東濃 5月30日、9月21日

西濃 5月21日、9月11日 飛騨 5月28日、9月25日

美濃・可茂 5月23日、9月19日

ウ 対象

市町村教育委員会教育支援担当者等

(2) インクルーシブ教育システム構築事業

- ・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築する。
- ・主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場（人、場所、施設設備、行事等）を効果的に活用し、連続性かつ柔軟性のある学びのスタイルを構築する。

① コア・スクールを核とした特別支援学校の専門性向上事業

各特別支援学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学校教員の専門性の向上を図るために全県的なシステムを構築する。

② 特別支援教育担当教員ステップアップ事業

特別支援学級及び通級指導教室の担当教員を対象として、担当する障がい種の指導に応じた研修を実施することにより、担当教員の特別支援教育に関する専門性を高め、実践的指導力の向上を図る。

③ 交流籍を活かした居住地校交流推進事業

県内全特別支援学校小中学部在籍児童生徒に交流籍を設け、ニーズに応じた居住地校交流を推進。

④ 高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業

生徒のニーズに応じ、互いの教育資源を活用した共同学習を推進。

⑤ 学校間・地域交流推進事業

近隣の学校との交流や地域行事への参加等を通じた交流及び共同学習の充実。

(3) 特別支援教育ネットワーク強化事業

障がいのある子どもが自立し社会参加するため、重点的に支援が必要な事業を実施し、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。

① 地域連携ネットワークシステムの強化事業

県及び各地区に医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、特別支援学校を核とした地域の特別支援教育ネットワークの強化を図り、各市町村における関係機関の連携強化を推進する。

② 特別支援教育コーディネーター研修事業

県内の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新任特別

支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実事業

特別支援学校全般において、特別支援学校が幼・小・中・義務教育学校・高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、連携訪問機能を充実する。

(4) 入院児童生徒等学習保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院している児童生徒の学習機会を保障するため、病院、在籍校、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して、支援体制の構築に関する調査研究を行う。

(5) 発達障がい児童生徒支援事業

小中高等学校の通常の学級に在籍する、発達障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の充実を図る。

ア 小中学校発達障がい支援事業

① ユニバーサルデザインの授業づくり

小・中学校、義務教育学校の通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒が授業等において、その障がい特性を踏まえた支援を行うことで成就感を味わい、自己肯定感を高められるよう、支援体制、支援方法の整備を行う。

② 発達障がい等専門家派遣（県専門支援員）

障がいに関する専門的知識・経験を有する者を県専門支援員として委嘱し、幼・小・中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校からの申し出に応じて派遣を行い、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する理解や指導内容、方法に関する助言等を行う。

③ 発達障がい等専門家（実践者）派遣

特別支援教育の実践経験の豊かな教員の退職者を、対象校へ継続的に派遣し、具体的な支援や合理的な配慮の在り方についての助言をする。

イ 高等学校発達障がい支援事業

① 高等学校発達障がい専門家派遣事業

発達障がいのある生徒について、学校だけでは対応が困難な問題が発生したとき、学校の要請により専門家を派遣し、専門的な立場から助言や相談を実施することにより、指導体制の確立に向けた支援を行い問題の解決を図る。

(6) 高等学校特別支援教育支援員配置事業

発達障がいのある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学習及び生活支援を行うことにより、個別の教育的ニーズに応じた合理的な配慮を提供するとともに、各学校段階を通じて一貫した個別支援を実施できる仕組みを作る。

(7) 発達障がい等総合支援推進事業

ア 中学校個別支援教室モデル事業

少人数指導の授業において、さらに1～3人程度のグループを編成し、学びにくさを改善する方法を学習したり、個別課題を取り組んだりする新たな学びの場のモデルを研究する。

イ 高等学校少人数コミュニケーション講座推進事業

高等学校において、従来の通級による指導ではなく、選択科目の一つとして学習する方法を採用することにより、受講しやすい学びの場のモデルを構築する。

ウ 小・中・高一貫支援体制モデル事業

高等学校に在籍する生徒について、中学校や小学校においてどのような支援が行われ、それがどのように引き継がれてきているか追跡することで課題を明らかにし、必要な支援を確実につなぐためのシステムを構築する。

(8) 特別支援教育医療的ケアサポート事業

特別支援学校に在籍する重度の障がいのある児童生徒が、学校の授業や校外学習等に安全に参加できるよう医療的ケアの実施体制を整備する。また、教職員や看護講師を対象とした研修会を実施する。

(9) 特別支援学校就労支援総合推進事業

特別支援学校高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図る。

ア 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大

イ 岐阜県版デュアルシステムの推進

校内作業学習と企業内作業学習を2本柱として働く力を育成する。

(10) 高等特別支援学校専門教科指導力向上・養成事業

高等特別支援学校における専門教科指導の充実を図る。

ア 高等特別支援学校専門教科担当教員の指導力向上

イ 専門性のある指導が可能な教員養成

(11) 特別支援教育指導資料等の作成

岐阜県の特別支援教育（平成30年度）

第10節 学校図書館教育

1 現 況

(1) 平成29年度の状況

平成29年度は、①教科の学習に生きる利用指導の充実、②読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実について、推進してきた。①については、各教科の年間指導計画に基づき、授業に生きる図書資料、非図書資料の計画的な収集整備を進めた。②については、蔵書量の増加や適切な蔵書構成比率の確保を図るとともに、読書生活を充実させる「良書」の活用の仕方を広めてきた。

その結果、授業で使用する図書資料の整備はもとより、それらを活用した教科指導の実践が増えてきた。

(2) 平成29年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	岐阜市立則武小学校	優秀賞	本巣市立真桑小学校
最優秀賞	笠松町立下羽栗小学校	優秀賞	本巣市立席田小学校
最優秀賞	北方町立北方小学校	優秀賞	笠松町立松枝小学校
優秀賞	岐阜市立岩野田北小学校	奨励賞	岐阜市立藍川小学校
優秀賞	羽島市立桑原学園	奨励賞	各務原市立鵜沼第三小学校
優秀賞	瑞穂市立西小学校	奨励賞	山県市立美山小学校

<西濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	安八町立牧小学校	奨励賞	海津市立今尾小学校
最優秀賞	海津市立平田中学校	奨励賞	海津市立海西小学校
優秀賞	大垣市立東小学校	奨励賞	養老町立養北小学校
優秀賞	大垣市立川並小学校	奨励賞	養老町立日吉小学校
優秀賞	大垣市立赤坂小学校	奨励賞	垂井町立宮代小学校
優秀賞	海津市立石津小学校	奨励賞	関ケ原町立今須小学校

優秀賞	海津市立城山小学校	奨励賞	揖斐川町立大和小学校
優秀賞	養老町立池辺小学校	奨励賞	大垣市立星和中学校
優秀賞	垂井町立岩手小学校	奨励賞	海津市立城南中学校
優秀賞	神戸町立北小学校	奨励賞	関ヶ原町立今須中学校
優秀賞	池田町立温知小学校	奨励賞	安八町立登龍中学校
奨励賞	大垣市立北小学校	奨励賞	揖斐川町立北和中学校
奨励賞	海津市立西江小学校		

<美濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	郡上市立大和北小学校	優良賞	郡上市立大和南小学校
優秀賞	関市立富岡小学校	優良賞	郡上市立大和中学校
優秀賞	美濃市立中有知小学校	奨励賞	関市立上之保小学校
優良賞	郡上市立大和西小学校	奨励賞	郡上市立大和第一北小学校

<可茂地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	坂祝町立坂祝小学校	優秀賞	坂祝町立坂祝中学校
最優秀賞	川辺町立川辺北小学校	優秀賞	七宗町立上麻生中学校
最優秀賞	八百津町立八百津東部中学校	優秀賞	白川町立黒川中学校
優秀賞	可児市立東明小学校	奨励賞	川辺町立川辺西小学校
優秀賞	七宗町立上麻生小学校	奨励賞	川辺町立川辺東小学校
優秀賞	七宗町立神淵小学校	奨励賞	白川町立蘇原小学校
優秀賞	白川町立佐見小学校	奨励賞	可児市立西可児中学校
優秀賞	御嵩町立伏見小学校	奨励賞	八百津町立八百津中学校
優秀賞	美濃加茂市立西中学校		

<東濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	恵那市立山岡小学校	優秀賞	恵那市立恵那西中学校
総合優秀賞	土岐市立妻木小学校	奨励賞	多治見市立滝呂小学校
優秀賞	多治見市立北栄小学校	奨励賞	中津川市立山口小学校
優秀賞	中津川市立南小学校	奨励賞	瑞浪市立瑞浪小学校
優秀賞	中津川市立阿木小学校	奨励賞	中津川市立第一中学校
優秀賞	瑞浪市立釜戸小学校	奨励賞	中津川市立苗木中学校
優秀賞	瑞浪市立釜戸中学校	努力賞	中津川市立蛭川小学校
優秀賞	恵那市立長島小学校	努力賞	瑞浪市立日吉小学校
優秀賞	中津川市立阿木中学校	努力賞	恵那市立大井第二小学校
優秀賞	中津川市立蛭川中学校		

<飛騨地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	飛騨市立神岡小学校	奨励賞	高山市立西小学校
総合優秀賞	高山市立北稜中学校	奨励賞	高山市立山王小学校
優秀賞	高山市立国府小学校	奨励賞	高山市立荘川小学校
優秀賞	飛騨市立宮川小学校	奨励賞	下呂市立上原小学校
優秀賞	下呂市立下原小学校	奨励賞	白川村立白川郷学園
優秀賞	下呂市立東第一小学校	奨励賞	高山市立松倉中学校
優秀賞	飛騨市立神岡中学校	奨励賞	下呂市立下呂中学校

2 平成30年度の指導の重点

開かれた学びの場としての環境を整備し、学校図書館の機能を高めるとともに、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実し、豊かな人間性を育成する。

(1) 管理・運営

学校の教育課程の展開に寄与する学校図書館の利活用に関する指導計画を作成するとともに、学校図書館長としての校長のリーダーシップの下、各種計画に基づいて、全ての教職員、保護者、地域社会、公共施設等が連携・協力し、学校図書館の組織的かつ円滑な運営を図る。

(2) 施設及び図書資料の整備

児童生徒にとって、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるとともに、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与し、健全な教養の育成に資する資料構成及び資料規模を備えるよう、蔵書の充実を図る。

(3) センター的機能を生かす計画的・継続的な利活用

- ①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ②児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を生かす活動を充実させ、計画的・継続的に利活用する。

3 平成30年度の計画

(1) 学校図書館教育優秀賞

地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。(審査期間:平成30年9月から平成31年2月まで)

第11節 学校人権教育

1 現 態

(1) 岐阜県人権教育基本方針（平成23年12月5日教育長決定・平成30年3月29日一部改訂）の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の継承
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進
- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和問題への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

(2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人ととの関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別の構造や歴史的経緯の理解

2 平成30年度の計画

(1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進

ア 文部科学省指定

研究指定校 …… 輪之内町立輪之内中学校

総合推進地域 … 高山市（清見中校区）

イ 人権教育協議会研究協力校

閔市立安桜小学校、閔市立緑ヶ丘中学校、県立武義高等学校

(2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）

ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業

イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業

ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業

エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業

(3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において活用できる資料を作成する。

(4) 研修会の充実

ア 人権教育幹部研修会

県内全ての小・中・義務教育学校の校長、人権教育主任(教務主任)を対象とする。

- ・岐阜会場：5月10日（木）、5月17日（木）、5月23日（水）、5月30日（水）
- ・西濃会場：5月10日（木）、5月25日（金）
- ・美濃会場：5月14日（月）、5月30日（水）、5月22日（火）、5月25日（金）
- ・可茂会場：5月30日（水）、6月11日（月）
- ・東濃会場：5月24日（木）、6月6日（水）
- ・飛騨会場：5月29日（火）、6月5日（火）

イ 人権教育教員研修会

県内全ての小・中・義務教育学校から、各校1人以上が参加する。

- ・岐阜会場：9月27日（木）、10月3日（水）
- ・西濃会場：10月12日（金）
- ・美濃会場：11月20日（火）
- ・可茂会場：11月8日（木）、11月12日（月）
- ・東濃会場：10月25日（木）
- ・飛騨会場：10月10日（水）、10月17日（水）

ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会

- ・県内の全ての公立・私立の高等学校・特別支援学校から、前期が人権教育担当者、後期が数学科担当者が、それぞれに各校1名以上が参加する。
- ・平成30年度の実施日と会場（8地区15会場）

前 期	後 期
5/17 総合教育センター	10/30 飛騨高山高校
5/22 総合教育センター	11/ 1 恵那特別支援学校
5/29 大垣桜高校	11/ 8 多治見工業高校
5/31 関高校	11/13 武義高校
6/ 7 東濃フロンティア高校	11/15 総合教育センター
6/ 8 可茂特別支援学校	11/20 総合教育センター
6/12 恵那南高校	11/22 池田高校
6/19 益田清風高校	

エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会

県内全ての高等学校、特別支援学校から、各校1人以上が参加する。

県内全ての公立高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。

オ 総合教育センター研修講座

総合教育センター研修講座に、人権教育の専門研修を位置付ける。

第12節 道徳教育

1 現 態

本県の小・中学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えている。特に、昭和56年度から道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内の全小・中学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図っている。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度までの3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度まで及び第11期の平成23年度から平成25年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実に重点を置いた道徳教育の推進を図ってきた。第12期の平成26年度から平成28年度までは、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて日常生活や体験活動等との関連を図った意図的・計画的な道徳教育を推進してきた。

また、平成27年3月末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が一部改正され、小学校では平成29年度は「特別の教科 道徳」(小学校)の教科書採択、平成30年度は「特別の教科

道徳」(中学校)の教科書採択がなされ、小学校は平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から「特別の教科 道徳」が全面実施されることとなる。

2 平成30年度指導に当たって

小・中学校教育指導に当たっては、道徳教育の重点として、「自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」と学習指導要領に規定されている。高等学校教育指導の方針と重点では、「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」として、「社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制を充実する。」と設定しており、その具現のため指導・助言に努めている。

本年度は、「道徳教育徹底指導事業」の第13期の2年次であり、道徳教育振興会議の開催、県内全小・中学校及び全市町村教育委員会訪問指導などを通して、その充実を図る。

(1) 道徳教育徹底指導事業

第13期3か年計画の2年目に当たる。

ア 県内全小・中学校及び全市町村教育委員会への計画的な訪問

計画に基づき指導主事が各市町村教育委員会及び各小・中学校を訪問し、市町村及び学校における道徳教育の推進について指導・徹底を図る。

イ 岐阜県道徳教育振興会議の開催

地域ぐるみの豊かな心を育てる活動の推進として、家庭や地域における「1家庭1ボランティア」運動を県民運動とし推進している。道徳教育振興会議実践協力校として揖斐川町立揖斐小学校、県立羽島北高等学校を指定している。指定された学校は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を、校長の方針のもと、全教職員が共通理解して、一体となって推進し、実践内容や成果について道徳教育振興会議に報告する。

ウ 道徳教育パワーアップ実践校

道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及するための「道徳教育パワーアップ実践校」（郡上市立八幡小学校、本巣市立糸貫中学校）を指定し、県全体で研究協議会を開催する。

(2) 講習会（教育課程研講習会）

学校における「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、一部改訂学習指導要領の趣旨等の理解について周知・徹底を図っている。

(3) 訪問指導

学校支援課、各教育事務所が実施する各市町村教育委員会及び各小・中学校の訪問指導では、特に、道徳教育の計画・実施、道徳の時間の指導の充実及び家庭、地域社会との連携について見届け、当面する諸問題の解明を図るべく指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道徳部会は、本県の道徳教育を推進する研究組織である。発足以来先進的な取組を進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第13節 國際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

農業高校生 9名を 7月23日から 8月13日まで ブラジル及びオランダに派遣し、体験的学習を通してブラジル及びオランダ農業の実態や日系農業移住者の優れた実践的経営を学ばせ、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業の担い手育成に資する。

2 外国語指導助手（A L T）事業

外国語教育とグローバル化に対応した学校教育の振興のため、県立学校16校に英語の外国语指導助手（A L T）を配置する。

配置校：岐阜総合学園高校、岐阜商業高校、各務原高校、郡上高校、恵那高校、益田清風高校、岐阜高校、大垣北高校、関高校、斐太高校、岐山高校、岐阜農林高校、大垣工業高校、多治見北高校、中津高校、長良高校

第14節 P T A活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのためのP T A活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するためのP T Aの諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県P T A連合会活動の奨励

県内小中学校のP T Aの発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るために諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校P T A連合会活動の奨励

県内高等学校及び特別支援学校（高等部）P T Aで組織され、それぞれの単位P T Aの連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第15節 情報教育

1 現　　況

教育の情報化は、「情報教育」、「教科指導における情報通信技術の活用」、「校務の情報化」の3つの側面を通じた教育の質の向上を目指し、児童生徒の情報活用能力の育成やＩＣＴを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実践、校務の効率化と負担軽減等を図るものである。

これまで、学校間総合ネットワークを活用した校務処理の効率化や各種デジタル教材の配信、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を目指した研修等に取組んでおり、文科省の「教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のＩＣＴ活用指導力は、全国的にも高い水準を維持している。

2 平成30年度の計画

(1) 教員のＩＣＴ活用指導力の向上を目指した研修講座の実施

県内の全教員が文部科学省の「教員のＩＣＴ活用指導力の基準（チェックリスト）」の全ての項目に「わりにできる」又は「ややできる」と回答することができるよう、指導力の向上を目指した研修の充実を図る。

- ・初任者及び基礎形成期（5年目まで）の教員を対象とし、ＩＣＴを活用した授業実践等に関わる研修の充実を図る。
- ・情報モラルや情報セキュリティに関わる研修を継続的に実施する。

(2) 学校間総合ネットの利活用

学校間総合ネットを各学校で安全に安心して利用するための情報セキュリティ対策を徹底しながら、児童・生徒の学びの質の向上や校務処理の効率化を推進する。

- ・岐阜県まるごと学園やe-Learning等のデジタル教材・コンテンツの整理・充実を図る。
- ・テレビ会議システムやＷｅｂ会議システムを活用した遠隔地の学校間交流や教員研修等での効果的な活用を図る。
- ・普通教室におけるＩＣＴ活用の充実を図るため、効果的な活用を推進するＩＣＴ環境整備の検討を行う。

第16節 教育相談

1 現　　況

(1) 目　　的

幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。

(2) 重　　点

- ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
- イ 高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に将来的な社会的自立に向けた支援

(3) 相談の内容

- ア 不登校に関する相談
- イ いじめに関する相談
- ウ 学校生活に関する相談
- エ 家庭生活に関する相談
- オ 特別支援教育に関する相談
- カ 学校教育相談の在り方に関する相談

- キ 進路に関する相談
 ク その他教育全般に関する相談

(4) 相談事業の概要

ア 来所相談

- ・相談日時 月曜日～金曜日の 9：00～18：00（予約制）

イ 電話相談

- ・子供SOS 24 365日24時間対応
 フリーダイヤル 0120-0-78310
- ・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）
 月曜日～金曜日の 8：30～17：15
 フリーダイヤル 0120-745-070

(5) 平成29年度の教育相談実施回数

	電話相談	面接相談
総合教育センター	1,770 回	884 回
教育事務所	429 回	43 回
計	2,199 回	927 回

- ・前年度に比べ、面接相談回数、電話相談回数は減少した。内容的には、面接相談においては、不登校や特別支援教育に関する相談が多く、電話相談においては、不登校、いじめや学校生活に関する相談が多くなっている。「学校生活」に関する相談には、背景に発達障がいの疑われるケースもある。
- ・同じ児童生徒について繰り返し相談のあるケースが多く、内容も複雑化・深刻化している。

2 平成30年度の計画

(1) 岐阜県教育支援センター「G-プレイス」（適応指導教室）

- ・岐阜県内の高校生や中途退学者等、高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に、将来的な社会的自立に向けた支援を行う。
- ・本人、保護者及び関係者に対して、相談者の状況に応じて、教育相談、心理相談、適応指導、学習支援、体験活動、進路相談等を行う。

(2) 教育相談事例検討会

- ア 各教育相談業務専門職の関わる事例について、具体的な指導や連携の在り方等を検討し合うとともに、専門家からの指導、助言を通して、地域における教育相談業務を一層充実させる。

イ 年3回開催。

(3) 教育相談実践研修会

- ア 児童生徒がかかえる学校適応上の諸問題を解決するための教育相談活動の一層の充実を図り、各学校及び各関係諸機関で教育相談業務に携わる教職員及び担当者、各種相談員の専門的知識・技能の習得と、資質の向上を目指す。

イ 大学教官や精神科医を招き、教育相談の今日的な課題に関する講演や演習を行う。

ウ 年3回開催

第2章 指導計画

第1節 平成30年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によつて年々充実し、その成果も着実にあがつてきてている。

＜小・中・義務教育学校＞

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の教育水準の向上を図る。

平成30年度 研究指定校及び指定市町村

- 主 催：「文」文部科学省 「ス」スポーツ庁 「国」国立教育政策研究所 「県」岐阜県
「団」諸団体
- 予 算：「委」委託事業 「支」支出委任事業 「補」補助事業
「執」県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業
- 指 定：☆ 新規事業での新規指定
○ 既存事業での新規指定
□ 既存事業での継続指定（指定最終年度も含む）
■ 終了事業（過年度も含む）

(1) 学校支援課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騒
1	文	○30	少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業	委直				上之郷小		
2	文	○30~31	道徳教育の抜本的改善充実 道徳教育地域支援事業 道徳教育パワーアップ実践校	委	糸貫中		八幡小			
3	文	□30	幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）	旅	岐阜市 垂井町	大垣市			多治見市	
4	文	○30~31	人権教育研究指定校事業	委		輪之内中				
5	文	□28~30	人権教育総合推進地域事業	委						清見中校区
6	国	○29~30 ☆30~31	教育課程研究指定校事業 校種間連携 中学校理科	委		日新中校区 長良中 (理科)				
7	国	○30	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善事業	執	那加中	垂井小		白川小		
8	文	○30	コミュニティ・スクール推進体制構築事業	補直	羽島市	輪之内町		坂祝町	恵那市	
9	文	□29~30	外国人児童生徒初期支援事業	補				ばら教室 KANI		
10	文	☆30~32	外国人児童生徒学力向上推進事業	補				蘇南中		
11	文	○30	健全育成のための体験活動推進事業	補直				実施なし		
12	県	○30	オール岐阜による学力向上支援プラン（大学・市町村と連携した授業改善支援プロジェクト）	執	山県市	神戸町	郡上市	坂祝町	恵那市	下呂市
13	県	○30	英語拠点校区成果検証事業 (岐阜県英語教育イノベーション戦略事業)	執	三輪中 桜丘中 美山中	大垣・南中 関ヶ原中 大野中	下有知中 昭和中 高鶯中 郡南中	東可児中 広陵中 川辺中	泉中 岩邑中	朝日中 古川中 金山中
14	県	○30	Webシステム活用推進事業	執	那加第一小	海西小	大和南小	東白川小	山岡小	江名子小
15	県	☆30~32	各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実事業	委	桑原学園	星和中 中川小 小野小	武芸川中	上之郷中	串原小 串原中	日枝中
16	県	☆30~32	小学校外国語スタートアップ事業（新学習指導要領理解推進事業）	執	岐南・西小	温知小	中有知小	加茂野小	濃南小	竹原小
17	県	☆30~31	道徳教育徹底指導事業 (岐阜県道徳教育振興会「研究協力校」)	執		揖斐小				

18	県	○30~31	人権教育協議会研究協力校 (岐阜県人権教育協議会)	執			安桜小 緑ヶ丘中				
19	県	○30	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	委	小：55校 中：3校 義務：1校	小：20校 中：6校	小：16校 中：4校	小：15校 中：2校 適応指導教室1	小：44校	小：16校 中：5校	義務：1校
20	県	○30	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業 (恵みの森づくり推進課)	執	根尾中		大和西小		中野方小		
21	県	□29~30 ○30~31	金融・金銭教育研究校 (県金融広報委員会／県環境生活部県民生活相談センター)	執		日吉小					
22	県	○30	暮らしの安全モデル校 (県環境生活部県民生活相談センター)	委				田原小	兼山小	北陵中	
※	団	○30	人権推進校 (岐阜地方法務局人権擁護課)	執		西江小	藍見小 八幡中	白川中	付知南小 土岐津小	白川郷学園	
※	県	□28~30	岐阜県愛鳥モデル校 (自然環境保全課)	執	八木山小	宮地小					
※	県	○30	緑と水の子ども会議 (恵みの森づくり推進課)	指							

(2) 学校安全課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
1	文	☆30	学校安全総合支援事業	執				御嵩町		

(3) 特別支援教育課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
1	県	○30	小中学校発達障がい児童生徒支援事業	執			美濃中		中津川市立第二中	
2	県	■30	早期からの一貫した教育支援体制構築事業	委						
3	県	○□30	交流籍を活かした居住地校交流促進事業	執			全 小 中 学 校			

(4) 体育健康課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
1	団	○29~30	生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業 (日本学校歯科医会)	委			三城小			
2	団	□29~30	学校歯科保健推進指定校 (岐阜県歯科医師会)	補		赤坂中				下呂市
3	団	○30	岐阜県学校歯科保健研究大会 (岐阜県歯科医師会)	補		大垣市				
4	団	○30	岐阜県学校保健研究大会 兼東海ブロック研究大会 (岐阜県学校保健会)	補						飛騨市
5	ス	○30	オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業	委	岐南・北小	大江小	明宝小	八百津中	泉中	中山中

＜高等学校＞

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 平成30年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパー・サイエンス・ハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
恵那高校	理数系教育	H29～H33	主体的な問題発見能力、論理的思考力と国際性を備えた科学技術系人材の育成

(2) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
岐阜工業高校	産業人育成	H28～H30	社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身につけ、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
岐阜農林高校		H30～H32	

(3) スーパーグローバルハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
大垣北高校	グローバル人材育成	H26～H30	大学や企業と連携し、体系的・系統的な「課題研究」を実施し、グローバル・リーダーとしての資質・能力の育成

(4) 高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
海津明誠高校	基 礎 学 力	H29～H30	多様な進路選択に対応した生徒が身に付けるべき基礎学力を定着させるカリキュラム開発と「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」を測る学力テストの研究

(5) 教育課程研究指定校事業

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
可児工業高校	教育課程研究	H30～H31	生活や社会と豊かに関わる生徒を目指し、育成する資質・能力を明確にした題材開発、指導方法及び学習評価についての研究
揖斐高校			「生活課題を解決する力」を身に付けるホームプロジェクト学習の指導方法の研究
大垣桜高校			専門教科「家庭」における、地域産業の理解と特色を生かした指導方法及び評価の研究

3 スーパーグローバルハイスクール

(1) 目的

グローバル化に対応したコミュニケーション能力、問題解決力等の素養を身に付け、将来国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成する。

(2) 研究指定校及び研究テーマ

関高等学校

「国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーとしての資質・能力の育成」

岐阜商業高等学校

地方創生を担うグローバル人材の育成

～ Development of global human resources who will carry local creation ～
多治見北高等学校

グローバル社会で活躍する「広い視野と大きな志」「高い学力と豊かな情報発信能力」を有する人材の育成

斐太高等学校

斐高生が結ぶ地域と世界！～地域で考え世界とつながる、地域振興プロジェクト～

(3) 内容

・地域の共生社会を創造するために解決しなければならない課題を、グローバルな視点から研究した上で、具体的な解決策を提案する。

・各教科において、ICTを活用したアクティブ・ラーニングを積極的に導入し、課題研究と有機的に結び付けた授業を実践する。

・大学と連携して、課題研究など主体的・協働的な学びを重視した取組をし、生徒の学習内容の適切な評価方法を研究する。

※なお、関高等学校は、平成27年度、国からスーパーグローバルハイスクールアソシエイト校として指定を受けている。

4 岐阜県英語教育イノベーション戦略事業

(1) 目的

小・中・高等学校を通じて、外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図る教育を充実する。また、生徒が積極的に英語を使う機会の充実を図るとともに、自らの考え方や意見を発信できる態度や実践的なコミュニケーション能力等を育成する。

(2) 研究指定校

・長良高等学校 　・中津高等学校

(3) 内容

ア 英語拠点校区成果検証事業

・英語拠点校区事業（H26～H29）の成果普及の状況の検証

・高等学校15校を調査協力校として依頼

・4技能を測定できる民間の試験実施団体への業務委託

イ 高等学校授業改善研究委員会

・学習指導要領の趣旨及び大学入試改革を踏まえ、4技能の総合的育成のための指導法及び評価方法の研究・実践

・県内の高等学校への成果の普及

5 キャリア教育アドバイザー配置事業

(1) 目的

高校生の社会的・職業的自立を促し、望ましい勤労観・職業観の育成を図るキャリア教育に関する支援体制を構築するため、キャリア教育に関する専門知識をもったキャリア教育アドバイザーを普通科高等学校を中心に配置し支援することで、県立高等学校におけるキャリア教育、就職指導を計画的、組織的に推進する。

(2) 配置校 21校（内5校は他校と兼務）

岐阜城北高等学校、山県高等学校、羽島高等学校、不破高等学校、郡上北高等学校、郡上高等学校、関有知高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、瑞浪高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、吉城高等学校、飛騨神岡高等学校、華陽フロンティア高等学校、東濃フロンティア高等学校

＜兼務校＞

岐阜各務野高等学校、池田高等学校、加茂農林高等学校、土岐紅陵高等学校、加茂高等学校（定時制）

(3) 内容（キャリア教育アドバイザーの職務）

- ・キャリア教育、就職指導における教職員へのノウハウの提供
- ・就職情報の収集及び生徒、保護者等への情報提供
- ・外部機関とのコーディネート（企業訪問等による新規求人開拓業務含む）
- ・面接指導、マナー指導、相談等、生徒への就職指導全般
- ・その他学校長がキャリア教育、就職指導において必要と認める業務

6 魅力ある高校づくりの推進

(1) 目的

少子化の進展による生徒数の減少や、高大接続改革、急速なグローバル化の進展など、高校を取り巻く教育環境が大きく変化しており、中長期的な将来を見据えた高等学校教育改革が求められている。

そのため、それぞれの高校が、育むべき生徒像や育成方針を明確に示し、生徒の夢や目標に合わせた選択が可能な、特色と魅力ある高校づくりを推進する。

(2) 事業概要

ア 次期学習指導要領を見据えたカリキュラム開発

- ・生徒自らが課題を発見し解決する探究型学習の開発
- ・大学入学者選抜の改革を踏まえ、一人一人の知識・技能や思考力・判断力・表現力等の能力を伸ばす指導の推進
- ・高校段階の基礎学力を強化する指導の推進

○研究指定校

岐阜北高等学校、岐山高等学校、多治見高等学校、各務原西高等学校、海津明誠高等学校

イ 学校活性化プロジェクト

〔平成28年度〕（平成29年度から「地域連携による活力ある高校づくりの推進」に移行）

- ・地元の市町村や企業等と一緒に、地域課題を踏まえた活力ある高校づくりを推進

○研究指定校

不破高等学校、郡上北高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、土岐紅陵高等学校、瑞浪高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、高山工業高等学校、飛騨

神岡高等学校

ウ 國際的教育プログラム（國際バカロレア）導入調査

- ・国際バカロレア導入による人材育成効果について調査研究

○研究指定校

大垣北高等学校

エ スーパーハイスchool各校の交流

- ・スーパーハイスchool各校の生徒の意見交換や発表の場を設定し、生徒同士の連携を促進することにより、研究成果のより一層の発展を目指す

○SSH研究指定校

恵那高等学校

○SGH研究指定校

大垣北高等学校、関高等学校、岐阜商業高等学校、多治見北高等学校、

斐太高等学校

○SPh研究指定校

岐阜工業高等学校、岐阜農林高等学校

○理数教育フラッグシップハイスクール事業指定校

岐阜高等学校、岐山高等学校、岐阜農林高等学校、大垣東高等学校、吉城高等学校

7 専門高校生国際化推進事業

(1) 目的

本県の地域産業である「ものづくり産業」や「サービス産業」の維持・発展に貢献する専門的な知識・技術と、異文化理解・国際感覚を有した職業人を育成する。

(2) 研究指定校 4校

- ・恵那農業高等学校
- ・大垣工業高等学校
- ・武義高等学校
- ・関有知高等学校

(3) 内容

経済のグローバル化が進展する社会において、地域経済や産業の国際化を身近なものとして捉えるために、海外での企業就労体験や留学生との交流、実践的な英語の授業を通して、外国語によるコミュニケーション能力を高め、国際感覚を涵養する。

(4) 実践研究の例

- ・恵那農業高等学校：インドネシアのオイスカ現地施設での農業体験を実施し、東南アジアにおける農業の現状と課題を理解する。
- ・大垣工業高等学校：地元企業の海外現地法人を訪問し、現地での交流を通じて、異文化理解を深め国際感覚を磨く。
- ・武義高等学校：地域的にもつながりの深い韓国と「美濃和紙、韓紙」を活用し、国際的な視野に立った産業人を育成する。
- ・関有知高等学校：韓国の食文化や生活習慣等に触れ、地域の食文化との相違を捉え、国際感覚を備えた地域産業人を育成する。

第2節 訪問指導

〈幼・小・中・義務教育学校〉

1 平成29年度の事業と実績

(1) 学校支援課指導主事

ア 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。

イ 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

ウ 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

エ 人権教育推進のための教員研修の充実と地域の実情把握

(2) 教育事務所指導主事

学校支援課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

2 平成30年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「小・中学校及び幼稚園教育指導の方針と重点」の具現を図るとともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県の教育水準の向上を図る。

学校支援課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下「教育支援課」という。）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 指導訪問

(ア) 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導・助言又は援助を行う。また、各市町村教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

(イ) 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

(ウ) 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

学校支援課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

(エ) 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、学校支援課と教育支援課との分担は、(ウ)に準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に市町村教育委員会及び当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の主体的な取組を推進するために、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡を取りあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所で決定する。

＜高等学校＞

1 平成29年度の事業と実績

(1) 学校支援訪問

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法の改善、教科等の指導の充実に向けての支援を行った。要請訪問については、各学校からの要請を受け、それぞれの教育上における課題の解決のための支援を行った。

2 平成30年度の重点と具体策

(1) 学校支援訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び教育活動の参観を通して実態を把握し、学校組織や運営の活性化、学校の抱える課題の解決、指定事業の充実、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底等が図られるように指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、要請訪問、指定事業訪問及び個別訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

- (ア) 要請訪問では、学校からの要請に応じて、学校の抱える課題の解決等につながる支援・指導を重点的に行う。
- (イ) 指定事業訪問では、14の指定事業の充実につながる支援・指導を重点的に行う。また、指定事業の充実につながる支援・指導とともに、学校からの要請に応じた支援・指導を加える場合がある。
- (ウ) 個別訪問では、原則として、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底につながる支援・指導を重点的に行う。また、学校の実態等に応じた教科指導以外の訪問内容を加える場合がある。県教育委員会事務局が、過年度における訪問の実施状況及び本年度における要請訪問及び指定事業訪問の実施予定等を基に、必要に応じて実施する。

第3節 教育課程講習会

1 小学校・中学校・義務教育学校

平成30年度教育課程研究協議会

ア 目 的

新学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間中の教育課程の実施に生かす。

イ 主 催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参 加 者

小学校、中学校及び義務教育学校とも各教育事務所管内に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・3か年計画の第2年次とする。
- ・教育事務所ごとに、1日の日程で実施する。
- ・教育事務所ごとに地区講習会の実施計画を作成し、効果的な運営を図る。

<教育事務所ごとの実施期日>

教事＼校種		小学校 義務教育学校	中学校 義務教育学校	教事＼校種	小学校 義務教育学校	中学校 義務教育学校
岐阜	岐 阜 市	7／25	7／26	西 濃	7／30	7／25
	岐阜市外	7／26	7／31			
美	濃	7／24	7／27	可	茂	7／24
東	濃	7／24	7／25	飛	騒	7／27
						7／26

オ 部 会

管理職を対象とする学校経営部会、各教科・領域等の部会（国語、社会、算数・数学、理科、生活、音楽、図画工作・美術、技術・家庭、体育・保健体育、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動・外国語及び特別支援教育）を基本とする。
(部会は、各教育事務所の実態に応じて決定する)

2 高等学校

(1) 平成29年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。平成29年度の参加者は270人で、公立高等学校の教員のほか、私立学校関係者も参加した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会、岐阜県高等学校教育研究会

イ 参 加 者 各教科担当者のうち、公立高等学校においては、平成25年度～28年度に参加実績のない教員等が参加した。

また、私立学校からは適宜参加した。

ウ 期 日 8月17日（木）

エ 部会、会場及び参加者数（公立・私立を含む）

部	会	会 場	参加者数（人）
国 語	中部学院大学		33
地理歴史・公民	岐阜総合学園高等学校		23
数 学	岐阜女子大学		31
理 科	岐阜聖徳学園大学		30
保 健 体 育	長良川スポーツプラザ		26
芸 術	総合教育センター		11
外 国 語	岐阜県立看護大学		45
生 活 産 業	国際たくみアカデミー		16
農 業	岐阜農林高等学校		6
工 業	岐阜工業高等学校		24
商 業	岐阜商業高等学校		25

オ 講 師

学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

(2) 平成30年度教育課程講習会・研究会の実施計画

ア 目 的

学習指導要領（平成30年3月告示）の内容の周知・徹底を図る。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 各教科担当教員のうち約800人

エ 期 日・会場 8月20日（月）・21日（火）の2日間

オ 研究部会 総則・特別活動、国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

カ 講 師 学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

3 特別支援学校

平成30年度特別支援学校教育課程研究協議会

ア 目 的

特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

- イ　主　　催
岐阜県教育委員会
- ウ　参　加　者　特別支援学校教員のうち約200人
- エ　期日・会場
　　7月24日（火）可茂特別支援学校　・　7月25日（水）閔特別支援学校
　　7月26日（木）羽島特別支援学校
- オ　講　　師
　　特別支援教育課の指導主事及び県教育委員会が推薦した者とする。

第4節 年間研修計画

1 平成30年度幼・小・中・義務教育学校研修事業の運営

(1) 学校支援課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	へき地・複式教育研修会	・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象とする。(へき地・複式の学校勤務でない教員6年目以内の教員も可、希望者) ・各教育事務所の実情に応じた同数を実施する。	へき地・複式学校に初めて勤務する教員等	1日	教育事務所で定める
2	小学校教育課程講習会	・平成29年度から3年計画で行う。(2年次) ・参加者は小学校、中学校及び義務教育学校とも各教育事務所管内に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。	教育事務所で定める	1日	教育事務所で定める
3	中学校教育課程講習会	・新学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間中の教育課程の実施に生かせるようにする。	教育事務所で定める	1日	教育事務所で定める
4	幼稚園教育課程研究協議会	・参加者は公立幼稚園全教員(園長含む)の3分の1程度 ・夏季休業中に行う。 ・各地区的実情に応じて、希望する学校法人立幼稚園の教員、保育行政担当者、保育所の保育士の参加を受け入れる。	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士	1日	〔岐阜・飛騨〕 〔西濃〕 〔可茂・美濃・東濃〕
5	教科書無償給与事務連絡会	・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。	市町村及び学校担当者	半日	教育事務所で定める

(2) 特別支援教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	教育支援地区研究協議会	・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学支援等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。	市町村の就学指導担当者	半日を2回	教育事務所で定める
2	特別支援教育コーディネーター研修会	・発達障がいを含めた障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター (幼小中養高特)	原則半日を2回	教育事務所で定める

(3) 学校安全課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	学校安全講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全、交通安全、防災教育等について、安全管理・安全教育及び管理職としての危機管理対応の内容について研修する。 ・今年度は、「生活安全」と「交通安全」を重点に、ネット犯罪の現状とその対応、安全・安心マップづくりの取組について研修する。 ・いじめの未然防止や自殺予防についての研修も行う。 ・教育事務所ごとで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内公立の幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の教頭又は安全教育担当者 ・市町村教育委員会担当者1人 	0.5日	5月14日(月) 各務原市産業文化センター 5月15日(火) 中濃総合庁舎 5月17日(木) 恵那総合庁舎 5月22日(火) 飛騨総合庁舎 5月24日(木) 大垣市情報工房
2	学校防災力向上講座	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応についてのスキルアップを目指した研修(HUG訓練やDIG訓練等)を行う。 	学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員	1.5日	総合教育センター
3	情報モラル指導者養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育を推進するための指導者の養成を行なう。 ・最新の身近なネットトラブルを知り、情報モラル教育に関する講話をを行うときに大切にするべきポイントを学び、講話の実践を通して指導者としての指導力を高める。 	各地区において指導的立場として活躍が期待できる教員	2.5日	総合教育センター
4	小・中学校新任生徒指導主事講座	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 ・各教育事務所にて運営に当たる。 	新任生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
5	小・中生徒指導主事連絡協議会主事講座	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。 	小中生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
6	小・中・高生徒指導連携強化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導連携体制の強化を図る。 ・幼・保の園長、小・中・義・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体(含PTA)の代表で構成する。 ・①「あったかい言葉かけ運動」②「居場所と絆づくり交流会」③「安心ネット啓発運動」を実施する。 ・各教育事務所において運営に当たる。 	生徒指導関係者	3日	教育事務所で定める

(4) 体育健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体育実技講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・以下の実施種目を行う。 岐阜・東濃：陸上競技 西濃・美濃・可茂・飛騨：表現運動 	体育主任、又はそれに準ずる者(各校1～2名)	2日 (注)内1日は校の 自らの 伝達	教育事務所で定める
2	中学校体育実技講習会	・西濃・飛騨地区において、「体つくり運動」における指導内容の理解と実技による指導方法の講習会を実施する。	各校体育担当教員(1～2名程度)	2日	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
3	高等学校体育実技講習会	・高等学校の保健体育担当教員に対して、学校体育実技（剣道）の指導方法を取り扱う。	高校体育担当教員 (公立：各校1名 私立：希望者)	各1日	県で定める
4	武道指導講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する（柔道）。県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める
5	ダンス講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうちダンスの指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 ・初めてダンスを経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する。県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める
6	運動部活動指導者研修会	・指定する3種目（卓球・ソフトボール・ハンドボール・バスケットボール・女子バレーボール）について、指導経験の浅い教員を対象に、効果的な指導方法を研修する。 県内全地区を対象とする。	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各1日	県で定める
7	学校保健講習会	・健康教育の現状と課題を踏まえ、保健主事の役割について研修する。 ・養護教諭の専門性及び求められる資質について研修する。	小・中・義務教育学校の養護教諭	半日	県で定める
8	「性に関する指導」指導者研修会	・エイズ、性に関する指導についての正しい理解と教育の在り方を内容とする。 ・東濃地区で実施する。	小・中・義務教育・高・特別支援学校の担当者（各校1名）	半日	教育事務所で定める
9	薬物乱用防止教室講習会	・「薬物乱用防止対策」の現状と課題、指導の在り方の研修をする。 ・薬物乱用防止教室の指導者となる関係者及び教職員の指導力の向上を図る。	小・中・義務教育・高・特別支援学校の関係職員、学校薬剤師等の希望者	半日	県で定める
10	市町村教育委員会・県立学校学校給食担当者会	・国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 ・衛生管理の徹底等について研修する。	市町村教育委員会及び県立学校の学校給食担当者1～2名	半日	県で定める
11	栄養教諭・学校栄養職員研修会	・給食管理・衛生管理の徹底を図る。 ・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の在り方について研修する。	栄養教諭及び学校栄養職員	1日	県で定める

(5) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
1	幼稚園等新規採用教員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条及び附則抄第4条の規定に基づき、関係通知（通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル）を踏まえて実施する。 ・学校支援課に設置されている「幼児教育チーム」や私学振興・青年年課、子育て支援課と連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・園内研修は、園長・研修指導員（公立）、園長等（私立）により行う。 	公・私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員（岐阜市含む）	園内 10日 園外 9日	総合教育センター教育事務所中池自然の家
2	初任者研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び初任者研修実施要項都道府県）を踏まえて実施する。 ・初長連は年1回、初指連は年2回を原則として、各教育事務所において地区の実情に応じて実施する。 ・連携校研修は教育事務所が行う。（可能な範囲で事務所指導主事が出向き、指導を行う。） ・市町村教育委員会での研修に、普通救命講習を位置付ける。また、2日間のうち、1日を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け、企業や公共施設等での体験的な研修とする。 ・小学校教諭「特別支援学級・通級指導教室枠採用の初任者」は、事務所研修の3日間について、「特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修」を受講する。 ・スペシャリスト実地研修に参加する場合、その時間数分を校内研修に充てることができる。その際、参加については年間計画書に必ず位置付ける。 	初任者	校内 150時間 校外 15日	総合教育センター 教育事務所 市町村教委 乗鞍青少年交流の家
3	初任者研修 「スタートアップ・プラン」 (小)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び初任者研修実施要項都道府県）を踏まえて実施する年間の「初任者研修（小・中学校）」に加えて実施する。 ・「スタートアップ・プラン」配置校連携協議会を各教育事務所主催で開催する。参加者は関係教育事務所担当者、関係市町村教育委員会担当者、配置校の管理職等とする。 ・「スタートアップ・プラン」研修対象者は、次に示す「校内研修・校外研修」を実施する。（詳細については、配置校事前説明会で配布される資料を参照する。） <p>【校内研修】</p> <ol style="list-style-type: none"> 勤務校での実践的な研修を通して、教科指導等をはじめとする担任としての各種業務が円滑に進めることができるように、研修を実施する。 管理職等との面談を通して、年度当初から授業を担当し、年度末へ向けて段階的に21時間持てるように配慮する。主となり授業を進めない時間は、校内研修における「示範授業」等にあてる。 <p>【校外研修】</p> <ol style="list-style-type: none"> 総合教育センター研修（年間を通じて金曜日による。 	初任者の内、小学校に配置された直探者（岐阜市含む）	1年間	総合教育センター 18日 その他曜日ごとの研修プログラムによる。

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対象	日数	会 場
		<p>日に実施) 7 日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内での実践的な研修とつなげながら教科指導等の基礎的な理論について学ぶ。 ②スペシャリスト実地研修（スペシャリストが在籍する学校で実施。原則、初任研校外研修のない火曜日または金曜日に実施）7回程度 ・教科指導等についてスペシャリストから学ぶ。 ・「若あゆプラン」として、通常の初任者研修受講者、2、3年目教員、講師も市町村教育委員会の指示により、希望する研修に参加できる。 			
4	新規採用養護教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。 ・配置校校長、校内研修指導者会議を実施する。 ・校外研修は、教育センター 7 日、教育事務所 2 日、宿泊研修 3 日の研修を行う。 ・教育事務所で実施する 2 日のうち 1 日は、初任者研修（小・中学校）の T V 会議で実施する研修内容を含み、残りの 1 日の日程は、各教育事務所で設定し、実施する。 	新規採用 養護教諭 (岐阜市含む)	校内 15日 校外 12日	総合教育センターエ 教育事務所 乗鞍青少年交流の家
5	新規採用栄養教諭研修 (任用替)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校外研修は、総合教育センター 2 日、現地研修 1 日、研究授業会場校で 1 日の研修を行う。 ・実施要項は体育健康課と協議の上、作成する。 ・新規採用栄養教諭配置校校長連絡協議会は、教育事務所ごとに初長連・初指連と同一日に行う。 	新規採用 栄養教諭 (任用替) (岐阜市含む)	校内 1日 校外 4日	総合教育センター 現地研修 研究授業会
6	新規採用栄養教諭研修 (新卒者)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校内研修には、職場での研修を含む。 ・校外研修は、総合教育センター 3 日、宿泊研修 3 日間、研究授業会場 1 日の研修を行う。 ・実施要項は体育健康課と協議の上、作成する。 ・配置校校長、指導者連絡会議を実施する。 	新規採用 栄養教諭 (新卒者) (岐阜市含む)	校内 15日 校外 7日	総合教育センター 研究授業会場 乗鞍青少年交流の家
7	基礎形成研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、実践することで教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、管理職との面談を基に重点を置く自己課題を明確にし、自身の研修課題となる項目を挙げ、校内での研修について管理職と共にプランニングをする。 ・校外研修は、基礎形成選択講座から選択して受講する。 ○ 2・3 年目の 2 年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、3 講座以上受講する。 ○ 4・5 年目の 2 年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、2 講座以上受講する。 	2年目～5 年目教員 ※初任者を 受講した者 で、平成 3 0 年 4 月 1 日で教職経 験が満 1 年 から満 4 年 を経過した 教員	校内自 己課題 による 校外 2 ・3 年 目の 2 年間に 3 講座 以上 4・5 年目の 2 年間 に 2 講 座以上	総合教育センターエ 国際たくみ アカデミー 恵那総合庁舎

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
8	6年目研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・校外研修は3日間行う。①1日は総合教育センターで全体に関わる研修（学習指導、各種教育活動及びメンター養成研修、教員のライフプランに関する研修）を行う。②1日は教科教育に関わる研修を岐阜大学で行う。③センターの専門講座より1講座以上受講する。 ・校内研修では、学習指導、生徒指導、経営・分掌に関する研修を行う。 ・中学校英語教員については、英検準一級以上等に相当する資格・スコアを未取得の場合、校外研修③として「外部検定試験（e-learningによる事前学習を含む）」の受講を必須とする。なお、「英語力向上事前研修（仮称）」も受講することが望ましい。 	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 5日 校外 3日	総合教育センター 2日 岐阜大学 1日
9	6年目研修 (養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修については、保健教育の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、1日は主として岐阜大学で健康相談にかかわる研修を実施する。 	6年目養護教諭 ※教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭（岐阜市含む）	校内 1日 校外 3日	総合教育センター 2日 岐阜大学 1日
10	6年目研修 (栄養教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修については、指導案を作成して食に関する指導の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、総合教育センターで行う全体研修を1日、岐阜大学で行う個別的な相談活動に関わる研修1日、地区別の公開授業代表者による研修を1日実施する 	6年目栄養教諭 ※教職経験が満5年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭	校内 1日 校外 3日	総合教育センター 1日 岐阜大学 1日 研究授業会場 1日
11	12年目研修 (幼稚園等) [中堅教諭等資質向上研修]	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・学校支援課に設置されている「幼児教育チーム」や私学振興・青少年課、子育て支援課との連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・当該年度で教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員（岐阜市含む）	園内 10日 園外 8日	総合教育センター 3日 選択研修会場 5日

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
12	12年目研修 〔小・中学校〕 〔中堅教諭等資質向上研修〕	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・「共通研修」は、3日間行う。1日は総合教育センターで中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修（カリキュラム・マネジメント研修、アンガーマネジメント研修等）2日間は教育事務所で教科等の専門性や実践力を向上させる研修を行う。 ・「選択研修」は、選択の幅を広げるとともに、選択研修6日間のうち、2日を地域貢献活動に充てる。また、県や市町村教育委員会（総合教育センター等）が主催する講座を積極的に受講する。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 ・中学校英語教員については、英検準一級以上等に相当する資格・スコアを未取得の場合、「選択研修」として「外部検定試験（e-learningによる事前学習を含む）」の受講を必須とする。なお、「英語力向上事前研修（仮称）」も受講することが望ましい。 	12年目教員※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内20日 校外9日	総合教育センター1日 教育事務所2日 選択研修会場6日
13	12年目研修 〔養護教諭〕 〔中堅教諭等資質向上研修〕	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修を5日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修の6日間のうち、3日間は全体研修（養護教諭の職務、保健室経営、学校組織マネジメント研修、中堅教員のライフプランに関する研修等）を行い、3日間を「自己課題に応じた研修（選択研修）」に充てる。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目養護教諭※原則、教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭（岐阜市含む）	校内5日 校外6日	総合教育センター3日 選択研修会場3日（内1日は指定日とする）
14	12年目研修 〔学校栄養職員〕 〔中堅教諭等資質向上研修〕	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修を3日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修4日間のうち、1日間は全体研修（総合教育センターで学校給食管理等に係る研修、組織マネジメント研修、中堅職員のライフプランに関する研修）、3日間は選択研修を行なう。 ・選択研修として社会体験研修や専門機関における研修等を3日間行う。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目学校栄養職員※原則、勤務経験が満11年を経過した学校栄養職員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の学校栄養職員（岐阜市含む）	校内3日 校外4日	総合教育センター1日 研修会場3日
15	公立小中学校事務職員 1年目研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目の小中学校事務職員に対し、職務に必要なＩＣＴの基礎の習得を図るとともに、事務職員としての使命感を高め、勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」「岐阜県教育ビジョンと学校事務職員について」「給与事務に係わる質疑応答」「法令演習及び服務に関する質疑応答」等の内容を設定する。 ・「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」は県事研と、「給与事務に係わる質疑応答」は教職員課給与係との連携を図って講話を設定する。 	1年目公立小中学校事務職員（岐阜市含む）	校外1日	総合教育センター1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
16	公立小中学校事務職員3年目研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・3年目を迎えた公立小中学校事務職員に対し、職務に必要な知識と技能を習得させるとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・校外研修は、総合教育センター1日、教育事務所2日の研修を行う。 ・「公務災害について」「給与事務について」「共済組合・互助組合等の給付事務について」「実践交流」「服務について」等の内容を設定する。 ・「公務災害について」は教職員課健康管理・公務災害係と、「給与事務について」は教職員課給与係と、「共済組合・互助組合等の給付事務について」は教職員課厚生係との連携を図って講話を設定する。 	3年目公立小中学校事務職員(岐阜市含む)	校外3日	総合教育センター1日 教育事務所2日
17	新任校長研修	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・(育成指標を基にした)人材育成「危機管理(リスクマネジメント)」「学校組織マネジメント(働き方改革含む)」「職場のメンタルヘルス」等の内容を設定する。 ・「学校組織マネジメント」や「危機管理(リスクマネジメント)」等、内容の一部を、高等学校の新任校長研修と合同開催とする。 ・「危機管理(リスクマネジメント)」では、事例を基にしながら、具体的なマスコミ対応の演習(報道発表資料の作成・模擬記者会見等)を実施する。 	新任校長※平成30年度における新任校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の校長(岐阜市含む)	校外2日	総合教育センター2日
18	2校目校長研修	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次岐阜県教育ビジョン」に基づき、2校目の校長として、教育活動の質的な改善を目指し、教育活動の組織化をリードするとともに、学校が直面する様々な課題に的確に対応し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するための資質や能力の育成を図る。 ・「学校組織マネジメント」「危機管理(リスクマネジメント)」「人材育成」等の内容を設定する。 ・「学校組織マネジメント」や「危機管理(リスクマネジメント)」「人材育成」等、内容の一部を、高等学校の校長研修と合同開催とする。 ・「危機管理(リスクマネジメント)」では、事例を基にしながら、具体的な危機管理の演習(テーマごとのグループ別演習)を実施する。 	2校目校長※平成30年度、学校からの異動により、校長として2校目の勤務となつた者(岐阜市含む)	校外2日	総合教育センター2日

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
19	新任教頭修研	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭として、岐阜県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「人材育成」「職場のメンタルヘルス」「学校の経理事務」「家庭教育学級の充実」「学校保健・学校安全と危機管理」「アンガーマネジメント」「特別支援教育」「学校組織マネジメント」「接遇マナー」、等の内容を設定する。 ・「学校経理事務」は事務職員部会と、「メンタルヘルス」は教職員課との連携を図って講話を設定する。 ・「アンガーマネジメント研修」として、教員の体罰の根絶に向けて、校内における指導等、具体的な実践をもとにした講義を位置付ける。 ・「接遇マナー」研修として、教頭として来校者や保護者、地域等とコミュニケーションを図るための基礎的なマナーの具体を、演習を取り入れながら研修する。 	新任教頭 ※平成30年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭(岐阜市含む)	校外 2日	総合教育センター 2日
20	2校目教頭研	<ul style="list-style-type: none"> ・2校目教頭として、自校の教職員の組織化を図ったり、危機的に対応したりする力量の向上を図り、将来的校長候補として学校経営に必要な資質や能力の基礎を育む。 ・「リスクマネジメント（法規を踏まえた危機管理）」「防災教育」の内容を設定する。 	2校目教頭 ※平成30年度、学校からの異動により、教頭として2校目の勤務となつた者(岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター 1日
21	新任部主事研	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部に関する校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修を実施するとともに、実践交流においては本研修受講済の部主事を助言者として招聘する。 ・研修で身に付けた知識や他校のよりよい実践等を、早期に部運営へ生かせるよう、第1日目を4月、第2日目の研修を6月に実施する。 	新任部主事 ※平成30年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事(岐阜市含む)	校外 2日	総合教育センター 2日
22	新任主幹教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> ・校外研修2日間の内、1日目は「主幹教諭の服務」「地域連携」、2日目は岐阜大学との連携研修を行う。 ・連携研修は、総合教育センターにおいて「管理職育成研修」として実施し、「カリキュラムマネジメント」「学校組織マネジメント」等の専門的な講座を受講する。(No.32 スクールリーダー養成研修を受講する。詳細は実施要項を参照のこと。) 	新任主幹教諭 (岐阜市含む)	校外 2日	総合教育センター 2日
23	新任教務主任研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題についての研修を通して、教務主任としての資質や能力の向上を図る。 ・岐阜大学教職大学院と連携し、「カリキュラムマネジメント」「学校組織マネジメント」等の内容を実施する。(No.32 スクールリーダー養成研修を受講する。詳細は実施要項を参照のこと。) 	新任教務主任 ※平成30年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 1日	総合教育センター 1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
24	特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・校外研修3日間の内、1日目及び3日目は、小・義の前期課程(特学・通級)、中・義の後期課程(特学・通級)が合同で、地区別に2会場に分かれて実施する。(G1:岐阜、西濃地区対象者 G2:美濃、可茂、東濃、飛騨地区対象者) 2日目は、小・義の前期課程(特学・通級)、中・義の後期課程(通級)が合同、中・義の後期課程(特学)が単独で実施する。 ・校外研修では、岐阜県の特別支援教育、特別支援学級や通級指導教室における授業づくり、教育支援、交流及び共同学習、教育課程の編成、個別の教育支援計画(個別の指導計画を含む)の作成等、担当者として必要な基礎的な知識や技能の習得を目的として講義及び演習を行う。 ・校内研修では、指導案を作成した後、在勤校において研究授業及び授業研究会を実施する。校内研修終了後には、報告書及び実施した研究授業の指導案を提出する。 ・校内研修では、大学の教授、准教授、医師、臨床心理士、地域の発達障がい支援センターの専門支援員、特別支援学校のコーディネーター、小中学校の主幹教師、校内の管理職及び職員等の指導者から指導助言を得て、研修の成果と課題を明確にする。 ・平成29年度の受講者は平成30年度にも在勤校研修1日を実施し、報告書及び指導案を提出する。 	該当者 ※小・中・義務教育学校の特別支援学級新任担当教員及び通級指導教室新任担当教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当教員	校内 2日 (1日は次年に実施) 校外 3日	第1日 総合教育センター 可茂総合庁舎 第2日 総合教育センター 第3日 総合教育センター 可茂総合庁舎
25	講師研修	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区において教育事務所主催で実施する。(期日や内容、会場等については、各教育事務所で定める) ・1~2日を原則とし、「教員としての服務や心構え」「児童生徒理解」「教科指導」等の講義、学校を会場とした授業研究会、公表会への参加を通じた指導力向上の研修等を、地区の実態に応じて位置付ける。 ・各教育事務所の要請に応じて教育研修課が講義を受け持つことができる。 ・スタートアップ・プラン対象者の研修である「スペシャリスト実地研修」として、教科指導等の研修を実施するが、常勤講師がその研修を希望する場合、市町村教育委員会の指示により、実践者(スペシャリスト)の指導・助言を受けることができる。詳しくは、スタートアップ・プラン「スペシャリスト実地研修」を参考にする。 	常勤講師の初任研及び常勤講師研の未受講者及び希望者 非常勤講師の希望者	原則 校外 2日	各教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
26	「英語教育推進リーダー」による指導力向上研修（小学校）	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施した中央研修の修了者を講師とし、小学校外国語活動中核教員を対象に研修を実施することを通して、英語指導力の向上を図る。 ・平成27年度から平成31年度の5年間で全小学校の外国語活動中核教員が受講できるよう計画的に実施する 	以下に示す 教育事務所管内の該当 小学校の外 国語活動中 核教員(岐 阜、西濃、美 濃、東濃) ※教育事務所 が示す学校	2日	当該教育事務所等
27	「英語教育推進リーダー」による指導力向上研修（中学校）	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施した中央研修の修了者を講師とし、中学校英語教員を対象に研修を実施することを通して、英語指導力の向上を図る。 ・平成27年度から平成31年度の5年間で全中学校英語教員が受講できるよう計画的に実施する。 	以下に示す 教育事務所管内の中学校英語教員のうち未受 講の者(岐 阜、西濃、 可茂、飛騨) ※教育事務所 が示す学校	2日	当該教育事務所等
28	英語教師の評価改善・充実講座	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに各中学校から1名の英語教員を対象に本研修を実施することを通して、評価方法の改善・充実を図り、指導と多面的な評価の一体化とそれらの改善に資する。 	全中学校英 語科主任等 ※原則、平 成28、29年 度当研修を 未受講の者 (学校に在 籍する英語 教員が一名 のみの場合 を除く)	半日	教育事務所で 定める
29	小学校英語教科化対応講座	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校英語教科化・移行措置の文部科学省新教材を用いた指導に対応するため、執筆者から直接学び、小学校教員の指導力の向上を図る。 	小学校教員 の希望者	半日 同一 内容 3回 実施	総合教育センター他 (3会場)
30	公立小中学校事務職員主任研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校事務職員のうち、主任昇任者に対して職務に必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主任としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「学校事務の職務」「岐阜県教育ビジョンと学校事務職員について」「共済組合・互助組合の給付事務について」「実践交流」等の内容を設定する。 ・「共済組合・互助組合の給付事務について」は教職員課厚生係との連携を図って講話を設定する。 	新任主任公 立小中学校 事務職員 (岐阜市含 む)	校外 1日	総合教育センター 1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	日数	会 場
31	公立小中学校事務職員主査研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校事務職員のうち主査昇任者に対して、広い視野に立った事務運営に必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主査としての使命感の高揚を図る。 ・「学校事務に期待するもの」「岐阜県教育ビジョンと学校事務職員について」「講義と演習：教職員等中央研修（事務職員研修）」「実践交流」等の内容を設定する。 ・「講義と演習：教職員等中央研修（事務職員研修）」は中央研修の修了者との連携を図って講話を設定する。 	新任主査公立小中学校事務職員（岐阜市含む）	校外 1日	総合教育センター1日
32	スクールリーダー養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜大学教職大学院との協働により、教育法規や組織マネジメント、学校改革等にかかる研修を実施し、将来的の管理職としての資質向上を図る。 ・スクールリーダー養成研修A（教育法規、組織マネジメント等）、B（学校評価、学校と地域との連携、学校の危機管理等）、C（カリキュラムマネジメント、特別支援教育論等）の3つのユニットを実施する。 	スクールリーダー養成研修A 新任主幹教諭、新任教諭上位属性指導専主任、学年主任、市町村教育委員会指導主任、県教育委員会指導主任等のうち所属長が認めた者 スクールリーダー養成研修B、C主任教諭（2年目以降）、教務主任（2年目以降）、生徒指導主任、学年主任、市町村教育委員会指導主任、県教育委員会指導主任等今までにスクールリーダー養成研修Aを受講済みの者	A:1日 B:2日 C:2日	A : 総合教育センター B : 総合教育センターまたは、飛騨総合庁舎 C : 総合教育センターまたは東濃西部総合庁舎

◇岐阜教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 11 1	生徒指導・不登校対策担当者会	市町教育委員会の生徒指導担当者及び教育相談担当者	各学校の生徒指導・教育相談、不登校対策充実に向けての支援の在り方の実践交流等	4月26日 6月13日 11月12日 1月24日	岐阜県総合教育センター
9	キャリア教育担当者等実践講習会	小学校（岐阜市内）の進路指導担当者 中学校（岐阜市内）の進路指導主事	進路指導主事等の役割、キャリア教育推進のための基本的な考え方等	9月6日	岐阜県総合教育センター
		小学校（岐阜市は除く）の進路指導担当者 中学校（岐阜市は除く）の進路指導担当者		9月7日	

◇西濃教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校生徒指導主事全員	生徒指導主事としての職務と生徒指導上の課題	4月27日	西濃総合庁舎
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校新任生徒指導主事	生徒指導主事の役割と任務生徒指導上の問題への対応	4月27日	西濃総合庁舎
6	キャリア教育担当者等実践講習会	中学校進路指導主事及び小学校進路指導担当者等	進路指導主事・進路指導担当の任務と小・中学校の9年間を見通した進路指導の在り方等	6月20日	西濃総合庁舎

◇美濃教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校の生徒指導主事全員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導にかかる状況と重点 ・生徒指導とスクールソーシャルワーク ・生徒指導体制・教育相談体制の確立に向けて ・いじめ・不登校の未然防止の取組 	5月8日 5月17日 5月23日	郡上市大和庁舎 中有知地域ふれあいセンター 閇市役所
6	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応 	6月7日	中濃総合庁舎
6	小・中キャリア教育担当者等実践講習会	小学校キャリア教育担当全員 中学校進路指導主事全員	<ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間を見通したキャリア教育をふまえた進路指導の在り方 	6月21日	中濃総合庁舎

◇可茂教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小 中 高 特 生 徒 指導連絡協議会	生徒指導主事、生徒指導担当、主幹教諭、各教育委員会担当者	・校種の違い、本年度の状況を踏まえた生徒指導上の諸問題について	5月10日	可茂総合庁舎
5	新 任 生 徒 指 導 主 事 講 座	小・中学校の新任生徒指導主事	・生徒指導主事の職務、地区における方針や取組について	5月10日	可茂総合庁舎
6	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員	・へき地・複式学校における地域社会の実情（ふるさと教育等の特色ある教育実践）、小規模・少人数の特性を生かした教育の在り方及び、へき地・複式学校における学習指導 (特に、小規模性を生かし「3つの見届ける」を意識した授業実践)や学級経営、生徒指導の在り方	6月20日	潮見小学校
7	キャリア教育担当者実践講習会	各小・中学校においてキャリア教育を推進する立場の者	・キャリア教育の意義や教育課程とのつながり等についての理解、校内での効果的な研修等について、具体的な実践事例をもとにした研修	7月30日	可茂総合庁舎

◇東濃教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 5 8	講 師 研 修	講師経験3年目までの者で、初任者研修を未受講の講師の希望者	・教育公務員としての役割、特別支援教育等の講話 ・受講者のニーズに応じた演習、グループ研修	4月18日 5月28日 8月2日	恵那総合庁舎
6 1	小・中・高・特 生 徒 指 導 連 携 強 化 委 員 会	児童生徒の健全育成に関わる関係者及び団体	・校種間、関係機関等において、生徒指導上の今日的課題に対する適切な対応を目指した連絡、連携の強化	6月20日 1月29日	土岐市立西陵中学校 恵那総合庁舎
10	へき地・複式教育研修会	初めてへき地・複式の小・中学校に勤務する教員及び少人数指導の在り方等について学ぶ意欲のある教員	・へき地・複式学校における学校・学級経営ならびに学習指導の在り方	10月18日	恵那市立飯地小学校
4 10 3	主幹教諭連絡会議	主幹教諭、市教育委員会生徒指導担当	・機能的な生徒指導・特別支援等の連携の在り方	4月19日 10月11日 3月14日	恵那総合庁舎 恵那市立恵那北中学校 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する者	・へき地・複式学校における教科指導の在り方と実践交流	5月23日	飛騨市立宮川小学校
5	新任生徒指導主事講座	小・中学校及び義務教育学校の新任生徒指導主事	・生徒指導主事としての知識と技能の修得と活用	5月10日	飛騨総合庁舎
5	生徒指導主事連絡協議会	小・中学校及び義務教育学校の生徒指導主事・主幹教諭	・不登校、いじめの未然防止のための実践研究と協議	5月10日	飛騨総合庁舎
6	キャリア教育担当者等実践講習会	小学校の特活主任等、中学校及び義務教育学校の進路指導主事等	・キャリア教育の推進と進路指導の在り方について実践交流	6月22日	飛騨総合庁舎

2 平成30年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
県進路指導主会議	進路指導主事等	約130	2回	5月30日 2月6日	総合教育センター 岐阜聖徳学園大学
高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会	人権教育担当者	約120	1回	7月30日	岐阜県国際たくみアカデミー
高等学校教育課程講習会(各教科等)	各教科担当教員	約800	1回	8月20日 8月21日	関係学校等
特別支援教育コーディネーター研修会	幼・小・中・義・高・特の新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター	各80人程度	半日を2回	圏域ごとに決定	圏域ごとに開催

体育健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援学校学校給食調理従事者会議	学校栄養職員調理従事者	35	半日	7月25日	県立岐阜聾学校
高等学校・特別支援学校保健担当者会議	保健主事・養護教諭	240	3回	7月13日 12月6日 2月27日	不二羽島文化センター 県庁・OKBふれあい会館 総合教育センター

教育研修課関係

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	期日	会 場
1	初任者研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び初任者研修実施要項都道府県）を踏まえて実施する。 ・教員としての責任と使命感や、幅広い知識を身につける。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務と使命」「発達障がいの理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育」（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・「初任者研修の手引き（指導者用）」に掲載した実施要項や計画書を基に実施する。 ・初長連、初指連は年1回を原則として実施する。 	初 任 者	校内 180 時間 校外 17日	総合教育センター 各県立学校 国立乗鞍青少年交流の家
2	新規採用実習助手研修	<ul style="list-style-type: none"> ・実習助手としての基礎的・基本的な知識・技能を習得する。 ・1日目は総合教育センターで、2日目は初任者研修と合同で各校で行う。 	新規採用 実習助手	校外 2日	総合教育センター 各県立学校
3	基礎形成研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、実践することで教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、管理職との面談を基に重点を置く自己課題を明確にし、自身の研修課題となる項目を挙げ、校内での研修について管理職と共にプランニングをする。 ・校外研修は、基礎形成選択講座から選択して受講する。 ○2・3年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、3講座以上受講する。 ○4・5年目の2年間に、管理職との面談を基に基礎形成研修より、2講座以上受講する。 	2年目～5年 目教員 ※初任者を受 講した者で、 平成30年4月 1日で教職経 験が満1年か ら満4年を経 過した教員	校内自 己課題 による 校外2 ・3年 目の2 年間に 3講座 以上4 ・5年 目の2 年間に 2講座 以上	総合教育センター 国際たくみアゲンシー 恵那総合庁舎
4	6年目研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を充実させるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「個人情報の管理」「メンタルヘルス」（コンプライアンス）の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・校外研修は3日間行う。1日目は総合教育センターで全体にかかる研修（各種教育活動及びセンター養成研修）を行う。2日目は教科教育または特別支援教育にかかる研修を総合教育センターまたは県立学校及び岐阜大学で行う。高等学校の3日目は、初任者研修との合同のクロス研修とし、センター制にかかる研修を行う。特別支援学校の3日目は、特別支援教育の専門性を深める研修を行う。 ・校内研修では、各種教育活動の研修を3日間実施する。 	6年目教員 ※教職経験 が満5年を 経過した教 員及び前年 度までの該 当者で当研 修を未受講 の者。	校内 3日 (特2日) 校外 3日	総合教育センター 岐阜大学 各県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	期日	会 場
5	12年目研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を一層高める。 ・「個人情報の管理と情報モラル教育」「アンガーマネジメント」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度の本研修を受講することができる。 ・校内研修は教科指導、生徒指導、経営・分掌の内容を20日間行う。 ・校外研修は、10日間行う。総合教育センターにおける中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修（2日）、教科別研修（1日）、地域貢献活動（3日）、個々の課題に応じた研修（4日）を行う。 	12年目教員 ※教職教員 経験が満11 年を経過し た教員及び 前年度まで の該当者で 当研修を未 受講の者。	校内 20日 校外 10日	総合教育センター 各県立学校
6	新任校長研修 高等学校・特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント」「メンタルヘルス」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。 ・講座の一部については、小・中の「新任校長研修」との合同開催とする。 	新任校長 ※平成29年 度における 新任校長及 び前年度ま での該当者 で当研修を 未受講の校 長	校外 3日	総合教育センター
7	2年目校長研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次教育ビジョン」に基づき、2年目の校長として教育活動の質的な改善を目指し、教育活動の組織化をリードするとともに、学校が直面する様々な課題に的確に対応し、信頼される学校経営を推進するための資質や能力の育成を図る。 ・「組織マネジメント」「リスクマネジメント」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・講座の一部については小・中の「2校目校長研修」との合同開催とする。 ・講義だけでなく、演習的な内容の講座を設定する。 	2年目の校長 ※平成29年 度校長とし て2年目の 勤務となっ た校長	校外 2日	総合教育センター
8	新任副校長研修 (高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の教育行政上の基本的事項や副校長の役割について理解を図るとともに、学校の管理運営上の諸問題について研修を深め、管理職としての資質や能力の向上を図る。 ・「人事管理」「学校財務」「メンタルヘルス」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については教職員課との連携を図り、人選をする。 ・定時制・通信制教育に関する専門性の高い講座内容を盛り込む。 	新任副校長 ※平成29年 度における 新任副校長 及び前年度 までの該當 者で当研修 を未受講の 副校長	校外 半日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	期日	会 場
9	新任教頭研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 新任教頭として、岐阜県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 「メンタルヘルス」講座の講師については教職員課との連携を図り、人選をする。 「教頭の役割」「アンガーマネジメント」「メンタルヘルス」「学校組織マネジメント」「法令演習」「情報モラル」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 主権者教育に関わる研修を実施する。 	新任教頭 ※平成29年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭	校外 2日	総合教育センター
10	2年目教頭研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 2年目教頭として自校の教職員の組織化を図ったり、危機的確な対応したりする力量の向上を図り、将来の校長候補として学校経営に必要な資質や能力の基礎を育む。 「リスクマネジメント（法規を踏まえた危機管理）」(コンプライアンス)の内容を設定する。 小・中の「2校目教頭研修」と合同開催とする。 	2年目の教頭 ※平成29年度教頭として2年目の勤務となつた教頭	校外 1日	総合教育センター
11	新任部主事研修 (特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修内容に見直しを図るとともに、実践交流においては特別支援学校経験者の本研修終了済み部主事を助言者として招聘する。 他校のより良い実践を、早期に部運営に生かせるよう、第2回目の学部マネジメントに関する実践交流の実施日を、6月に実施する。 「合理的配慮」(コンプライアンス)の内容を設定する。 	新任部主事 ※平成29年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 2日	総合教育センター
12	新任教務主任研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教育の今日的課題や、教育計画の立案等の教務に関する事項についての研修を通して、教務主任としての資質や能力の向上を図る。 新任教務主任が抱える課題を解決する研修を設定する。 「教育法令」(コンプライアンス)の内容を設定する。 	新任教務主任 ※平成29年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 1日	総合教育センター
13	新任生徒指導主事研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教育の今日的課題や、生徒指導計画、指導体制の立案等に関する事項について、生徒指導主事としての資質や能力の向上を図る。 校長会担当部会長による講義を位置付ける。 人権教育の研修を実施する。 	新任生徒指導主事 ※平成29年度における新任生徒指導主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の生徒指導主事	校外 0.5日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点等	対 象	期日	会 場
14	新任進路指導 主事研修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題や、進路指導計画、指導体制の立案等に関する事項について、進路指導主事としての資質や能力の向上を図る。 ・「個人情報の管理」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・校長会担当部会長による講義を位置付ける。 	新任進路指導主事 ※平成29年度における新任進路指導主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の進路指導主事	校外 0.5日	総合教育センター
15	常勤講師研修 (高等学校・ 特別支援学校 養護助教論)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高める。 ・「個人情報の管理」「服務」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・3日目(特別支援学校のみ設定)は県立特別支援学校での研修とする。 	初任研 及 び常勤講 師研修を 未受講の 常勤講師 及び非常 勤講師の 希望者	校外1 日希望 高2日 特2日 (必修) 特1日 (希望) 養1日	総合教育センター 県立特別支援学校

第3章 平成30年度公立高等学校入学者選抜

1 日 程

- ・第一次選抜・連携型選抜出願期間 平成30年2月19日～2月22日
- ・第一次選抜・連携型選抜出願変更期間 平成30年2月23日～2月28日
- ・岐阜県立高等学校出願承認願締切 平成30年1月9日～1月26日
- ・第一次選抜検査期日 平成30年3月8日（9日）
- ・連携型選抜検査期日 平成30年3月8日（9日）
- ・第一次選抜・連携型選抜合格発表、第二次選抜募集人員発表 平成30年3月15日
- ・第二次選抜出願期日 平成30年3月16日
- ・第二次選抜出願変更期日 平成30年3月19日
- ・第二次選抜検査期日 平成30年3月22日
- ・第二次選抜合格発表 平成30年3月26日

2 学力検査

第一次選抜・連携型選抜		第二 次 選 抜	
3月8日（木）		3月22日（木）	
9：20～10：10	国語	9：20～9：50	国語
10：30～11：20	数学	10：05～10：35	数学
11：40～12：30	英語	10：50～11：20	英語
13：20～14：10	理科	11：35～12：05	理科
14：30～15：20	社会	12：20～12：50	社会

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載
(全日制)

(単位：人)

分 野	設置者	定 員	第一次選抜・連携型選抜			第二 次 選 抚			合格者 総 数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普 通	県立	7,680	7,680	8,097	7,486	196	78	71	7,554
理 数	県立	270	270	234	260	10	3	3	263
農 業	県立	960	960	1,004	941	19	5	5	946
工 業	県立	1,640	1,640	1,613	1,547	93	24	24	1,570
	市立	160	160	175	160	0	—	—	160
	計	1,800	1,800	1,788	1,707	93	24	24	1,730
商 業	県立	1,600	1,600	1,701	1,568	32	8	8	1,576
	市立	280	280	312	280	0	—	—	280
	計	1,880	1,880	2,013	1,848	32	8	8	1,856

分 野	設置者	定 員	第一次選抜・連携型選抜			第二 次 選 抜			合格者 総 数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
生活産業	県立	740	740	727	692	48	6	6	698
情 報	県立	80	80	81	80	0	—	—	80
音 楽	県立	40	40	26	26	14	0	0	26
美 術	県立	40	40	59	40	0	—	—	40
総 合	県立	960	960	955	896	64	11	11	907
総 計	県立	14,010	14,010	14,497	13,536	476	135	128	13,660
	市立	440	440	487	440	0	—	—	440
	計	14,450	14,450	14,984	13,976	476	135	128	14,100

(注 1) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が12、合格者数が11で外数である。

(注 2) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が12、合格者数が10で外数である。

(注 3) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜及び連携型選抜の合格者数を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。

(注 4) 合格者総数は、第一次選抜及び連携型選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

(定時制)

(単位：人)

分 野	設置者	定 員	第一 次 選 抜			第二 次 選 抜			合格者 総 数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普 通	県立	440	440	348	324	116	8	6	327
農 業	市立	40	40	22	20	20	1	1	21
工 業	県立	80	80	44	40	40	9	6	46
	市立	40	40	6	6	34	2	2	8
	計	120	120	50	46	74	11	8	54
商 業	県立	80	80	42	40	40	6	5	45
生活産業	市立	40	40	16	16	24	1	1	17
総 計	県立	600	600	434	404	196	23	17	418
	市立	120	120	44	42	78	4	4	46
	計	720	720	478	446	274	27	21	464

(注 1) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜の合格者数を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。

(注 2) 合格者総数は、第一次選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

第4章 教科書の採択

1 平成31年度使用の教科用図書の採択

- 平成31年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の定めるところにより採択する。また、小学校用教科書の採択について、平成30年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行う。また、中学校用教科書の採択について、平成30年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う。
- 県立特別支援学校の小学部・中学部用教科用図書の選定に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を踏まえ、特別支援学校用教科書目録に該当する教科用図書がない場合や、特別な教育課程による場合で特別支援学校用教科書目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定することができる。
- 高等学校用教科書については、各高等学校に設置された教科書選定委員会で選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。なお、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書選定委員会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 平成30年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所 在 地	設 置 施 設	設置校種
中 央	500-8384	岐阜市戸田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐 阜 県	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
岐 阜	501-6244	羽島市竹鼻町丸の内6-2	羽島市立図書館内	小・中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市中央図書館内	小・中
山 県 分 館	501-2114	山県市佐賀588-2	高富中央公民館内	小・中
瑞 滋 分 館	501-0224	瑞穂市稻里28-1	瑞穂市図書館内	小・中
巢 南 分 館	501-0305	瑞穂市宮田304-2	瑞穂市図書館分館内	小・中
本 巢 分 館	501-0465	本巣市軽海424	本巣市図書館内	小・中
岐 南 分 館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小・中
笠 松 分 館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館(図書室)内	小・中
北 方 分 館	501-0431	本巣郡北方町1857	北方町生涯学習センター内	小・中
岐 阜 市	500-8076	岐阜市司町40-5	岐阜市立中央図書館内	小・中
岐阜市分館	501-3133	岐阜市芥見南山3-10-1	岐阜市教育研究所内	小・中・高
岐阜市第2分館	500-8521	岐阜市橋本町1-10-23	岐阜市立図書館分館内	小・中
西 濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
養 老 分 館	503-1251	養老郡養老町石畠491	養老中央公民館内	小・中
神 戸 分 館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小・中
大 垣 分 館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市スイティアセンター内	小・中
海 津 分 館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小・中

センター名	郵便番号	所 在 地	設 置 施 設	設置校種
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方15-1	揖斐川図書館内	小・中
垂井分館	503-2121	不破郡垂井町2443-1	タルイビアセンター内	小・中
美濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
閑分館	501-3802	閑市若草通2-1	閑市まなびセンター内	小・中・高
美濃分館	501-3701	美濃市1571-2	美濃市図書館内	小・中・特
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市図書館分館内	小・中
可茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特
美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小・中
可児分館	509-0203	可児市下恵土5166-1	可児市教育研究所内	小・中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小・中
御嵩分館	505-0116	可児郡御嵩町御嵩1389-1	中山道みたけ館内	小・中
東濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8787	多治見市音羽町1-71-1	多治見市教育研究所内	小・中・特
中津川分館	508-0032	中津川市栄町1-1	中津川市教育委員会事務局内	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育研究所内	小・中・特
恵那分館	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101	土岐市教育研究所内	小・中・特
飛騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小・中
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	はぎわら図書館内	小・中
飛騨分館	509-4292	飛騨市古川町本町2-22	飛騨市図書館内	小・中
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川郷学園内	小・中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 平成30年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県教育委員会のホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/gakko-kyoiku/kyokasyo/c17782/kyoukasyoitiranhyo.html>

○ 小学校：平成30年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐 阜 市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騎
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	光 村	光 村	東 書	光 村	東 書	東 書	光 村
社 会	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	東 書
算 数	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
生 活	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 樂	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
図画工作	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
家 庭	開隆堂	開隆堂	東 書	東 書	東 書	開隆堂	東 書
保 健	東 書	東 書	学 研	東 書	東 書	学 研	東 書
道 德	光 村	光 文	光 文	東 書	光 文	光 文	光 文

○ 中学校：平成30年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	東 書	教 出	東 書	東 書	東 書	東 書	光 村
社会	地理的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	歴史的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	公民的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 曹
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
数 学	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 曹
音 楽	一 般	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
	器楽合奏	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
美 術	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
保 健 体 育	学 研	学 研	東 書	東 書	東 書	東 曹	東 曹
家 技 庭 術	技術分野	東 書	東 書	東 書	東 書	開 隆 堂	東 曹
	家庭分野	東 曹	東 曹	東 曹	東 曹	東 曹	東 曹
英 語	三省堂	三省堂	東 曹	三省堂	東 曹	三省堂	東 曹

○ 高等学校

県立高等学校は、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

○ 特別支援学校

県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。

◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）

国語…87種 生活・社会…37種 算数・数学…44種 生活・理科…33種
 生活・保育…22種 生活・職家…25種 外国語（英語）…13種 音楽…24種
 図工・美術…50種

◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

国語…6種 社会…4種 算数・数学…4種
 理科…2種 英語…1種 音楽…3種
 道徳…1種